

便宜、本日私はこの第二の——順序はいろいろになりますけれども、まず国際協力の体制強化ということについては政府においてもいろいろ措置を講じておられるようでございますけれども、この際、過般国連においてとられたこの種措置を初めといたしまして一連の措置、並びに今後こういううような趣旨から考えておられるというような措置について、ひとつお考えをお示しいただきたいと思います。

○ 塩山 国務大臣 ハイジャックの防止 このたまには特に国際協力が大事であることはもう申すまでもないことでございます。また、在外公館の陣容にいたしましても、これらハイジャック事件が多く人々の心配事になつてまいつたわけでありますから、この点につきましても在外公館の能力を充実させなければならない、御指摘のとおりでござります。

これらにつきましては、
これまで年度予算の総額を
控えておりますが、今後外交陣容の強化また情
報収集についての強化、これらにつきまして、來
る予算にござりまして、適切な措置をとることに、

○山田(久委員) いまは、在外公館等についてのいろいろ皆設置費について、あるいは年額を算定しておきまして、適切な措置をとりたいな、と、こう思ふのであります。

いろいろ情事措置の仕はついての、あるいは警備体制の強化という点に触れられたわけでございまするけれども、私がここでお尋ね申し上げたいと思っておる二点は、一つは国策的な協力について

と思つておられた点は、一つは国際的な協力といふものを得るという意味において、過般も日本が法案を出して、それで国際的な協力を呼びかけた。十日ご三つの内閣らるつございまする

たすく三つの余総あるればてございまつり
けれども、これらの一連の国際協力への、つまり
呼びかけ措置その他、今後さらにいろいろ国際協

力というよ。面でこの目的達成は沿うといふ意味で考えたいと思っているような措置についてお示しをいただきたい、こう申し上げたわけでござる。

○鳩山国務大臣　たまたま国連総会が開かれておる際にございまして、この機会に、国連の場におきましてこれらハイジャック行為につきましてこ

れを非難し、また各加盟国がすべてこの問題に對してその予防措置に取り組む、また、御承知のように三条約につきましてあらゆる加盟国がこれに加盟することを懇願する、このようなことにつきまして、わが国自身が最も重大な関心国といたしまして共同提案国になつてこれらの決議をいたしたい。今回、国際民間航空の安全というテーマで決議ができるたのではござりますが、御承知のように全会一致方式でこの決議ができたということは大変よかつたと思っております。前回の決議におきましては反対する国がまだあつたわけでござりますけれども、今回は全会一致でこの決議が成立したこと、それにつきましてわが国といたしまして積極的な協力をいたしたこと、御承知のとおりでございます。

また、I C A Oにつきまして、これは緊急理事会の開催をわが国が求めまして、わが国が遭遇した事故の経過を報告をいたしますとともに、これからとの予防措置等につきまして十分な検討をする、そのようなことも行つた次第でございます。今後ともあらゆる機会に努力をいたしたい、かようふに考えております。

○山田(久)委員 結局、国際協力といつても、問題の國々が実は、決議を支持してくれた点は少なくとも政治的、精神的には大変進歩だと思うが、しかしながら、条約そのものに参加してくれないということになると、実際問題としてその具体的な防止措置、处罚措置、いろいろなことができない、こういうことに相なるうかと思ひます。まだなかなかこれはむずかしい問題であるうかと想うけれども、いまはたしか半分ぐらいしか入つていないので、いじやないかと思うのですけれども、今度の過程を通じて、これから多くの国、特に問題の国々の参加というような見通しについて政府としまして特に何か持つておられるような点があらば、ひとつそこら辺の見通しをお聞かせいただきたいと

現加盟国であります。半分ちょっととというところが実情でございます。その中で、やはり中東諸国等は加盟していないという実情でございます。これらにつきまして、これは先々見通しといたしましても、今回の国連の決議が全会一致であったということから、展望は明るくなつたものと私は思つております。しかし、今後いろいろな機会をとらえまして、加盟を要請をいたしたい、かようになります。

ないところでございます。從来五年以上の罪を犯した者ということだったわけであります。これを二年に広げますけれども、これにつきましては、暴力事犯、公務執行妨害罪等その他の特定の罪名をこれは通達等で示したい、かように考へておるところです。さうして、乱用をしないよう十分考へておるところでございます。

○山田(久)委員 空港のチェック体制ということは、それぞれの国の従来の慣例、あるいはまた他國で協力する、とうようなことにつけて多少異なる

（山田）問題はいろいろな問題が絡んでおりますので簡単ではありませんけれども、ちょうどこの空気ができたときを契機にして、できるだけ他の国とも協力しながら、できるだけ国際協力の体制がとられるよう今までに今後とも政府の御尽力を特に切望してやみませ
ん。

では次に、先ほども指摘いたしましたが、この問題で閣重としての国内的な措置についてでございま
す。

とか、いろんな問題があつて、国際的な問題であつて、ただにそう簡単ではないかと思ひますけれども、また各空港のチェック体制ですね、この相互協力強化というような点についても政府としてすでにいろいろ申し入れ等の措置をやつておられるのじやないかと思うけれども、この点についての措置、それからどの程度協力が得られるかといふような点についての見通しの点、おわかりの点、

問題は「国連としての日本の自らの立場」として、一貫して主張するけれども、そのうち、措置といつてもいろいろありますけれども、特に二、三重要な点についてお尋ね申上げたいと思うのです。

簡単で結構でございますけれども、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

「いわゆる「旅券法」の改正問題については、当然問題にしなければならない点である。が、しかし一方で、そこでは無用な制約の目的にむけて

外國に到着する船が年間で約三百隻あります。空港が約三十五ござります。そのうちヨーロッパ、東南アジア、中近東に重点を置きまして、十七空港につけて検査の効率化をしたい、このよ

一方においては、純然たる目的のためのものとされ、これを乱用するのではないかというような心配がないわけではないというような議論も出ているので、まずはナレッジも、こちらからうず、こう

に考えておりまして、とりあえず七空港についてはダブルチェックの準備を進めております。もちろん大部分の国は現在検査は現地の官憲が行つて

いう集団的な生命、安全ということをその観点で重要視して当然対策を立てなければならぬ点であろうと考えております。この点で、来るべき

おる状況でございまして、必ずしもエアラインのダブルチェックについて了解を得られてないところもござります。そういうところでございまして、

正という問題で特に重点を置いていた点がおありでございましたら、その点ひとつお聞かせいただきたい。とりあえづ、それだけひとつ尋ねておきこい。

外交ルート等を通じて検査の強化に努めたい、このように考えております。

○鳩山国務大臣 今回の改正案で旅券の発行条件を緩和すべきことについては、まず、その取扱いを改めます。お尋ねいたします。

触れたところです。つまり、問題の核心は、赤軍のこの種暴力行為というものを終息させるための措置ということが一番中心問題にならうかと思ふ。

を厳しくいたしかねてござるが、この件は、暴力犯のような人たちに対する発行条件を厳しくしよう、こういう趣旨でござりますので、これをみだりに広げると、どうやることは考えていい

お歸りしるこが一晩心間はひかへた。おまづけまするけれども、御案内のように、この組織といふものはかなり国際的な広範な背景を持つてゐる、つながりも持つておる。なかなかこれは捕縛

のむずかしい問題でござりまするけれども、今まで赤軍に対する防止対策措置というようなものについてどうしたらいかと、いうことで政府としても赤軍に対する防止対策措置といふことではございません。それで、その点についてお聞かせいただくことが適當だと、思う情報、それらの点、ございましたらひとつこの問題についてお話し願いたいと思います。

○三井政府委員 日本赤軍は御存じのように海外において活動しておるわけでございます。国内に若干のとりますかこれを支援する組織も持つておるわけでございますが、私たちといましましては、海外での日本赤軍の動向把握につきまして二つの方法で努めております。一つは外交ルートでございます。在外公館等からいただく情報でござります。もう一つはICPOルートを通じての情報交換並びに手配でありまして、すでに海外におられますのは、約二十名程度でございますが、そのCPOルートによつて手配をいたしております。今日まで日本赤軍関係は前回のクアラルンブーの事件以来七名送還されてまいりました。それ以前の日航機ハイジャック事件のときから言いますと九名送還されておりまして、国際的に日本赤軍に対する関心も高まつてきておりますので、われわれの訴えその他もだんだんと効果を上げておると考えておるわけでござりますので、今回の事件にかんがみましてこれをさらに強力に推進をするという観点に立ちまして、日本赤軍を常時担当し関心を持つ専従組織をつくりまして、國內組織を査察をする。また海外について、たゞいまのICPOルート、外交ルートの上に乗りましてさらに密接に情報交換等協力をしていく活動をやりたいと考えておるわけでござります。

○山田(久)委員 いまごく概略のことについての御説明がございました。けれども、正直にあるいは率直に申し上げて、いま外交機関との協力あるいは国際機構との協力というような点、一応のことは大いにやつておられるのだろうと思うけれども、しかしながら、何と言つても昨今非常に不足

している点は、もつと徹底した情報把握のための機構なり人員の養成なり、あるいは資金というものを使ってがんばつてやつてもらうことが必要である。ことに戦後の状況によりますと、そういうお話を聞いておられる点、あるいはその点についてお聞かせいただくことが適當だと、思う情報、それらの点、ございましたらひとつこの問題についてお話し願いたいと思います。

○三井政府委員 日本赤軍は御存じのように海外において活動しておるわけでございます。国内に若干のとりますかこれを支援する組織も持つておるわけでございますが、私たちといましましては、海外での日本赤軍の動向把握につきまして二つの方法で努めております。一つは外交ルートでございます。在外公館等からいただく情報でござります。もう一つはICPOルートを通じての情報交換並びに手配でありまして、すでに海外におられますのは、約二十名程度でございますが、そのCPOルートによつて手配をいたしております。今日まで日本赤軍関係は前回のクアラルンブーの事件以来七名送還されてまいりました。それ以前の日航機ハイジャック事件のときから言いますと九名送還されておりまして、国際的に日本赤軍に対する関心も高まつてきておりますので、われわれの訴えその他もだんだんと効果を上げておると考えておるわけでござりますので、今回の事件にかんがみましてこれをさらに強力に推進をするという観点に立ちまして、日本赤軍を常時担当し関心を持つ専従組織をつくりまして、國內組織を査察をする。また海外について、たゞいまのICPOルート、外交ルートの上に乗りましてさらに密接に情報交換等協力をしていく活動をやりたいと考えておるわけでござります。

○瀬戸山国務大臣 先ほど来山田さんから御意見いたしましたように、これは起つてからといふよりも起つてからいよいよするのが最善の方法だと思います。それは言いましても、なかなかいまの世界情勢、世界各国の事情等によると必ずしもそれを万全に行つうといふ体制はない。であります

から、政府といたしましては対策本部を設けましたあらゆる対策を総合的に講じなければならぬ。まず国内的に講じなければならないし、国際的にも世界各国の協力も求めなければならぬ、この点については先ほど外務大臣からもお話をありました。国内的措置は行政的にもやらなければなりませんし、それで間に合わないところをさしあたりきょう御審議をいただいておりますような立法をお願いしたい、かようになつておるわけでございますが、いまお話しのように、やはりそれの対策を立て、事前にチェックするためにはどうして恐らくそういう意味での活動といふものは非常にと比較してはそういう点、人の点、金の点が非常に手薄になつてきている点は残念だと思ひます。が、同時に、当面のハイジャック対策に対しても不十分だ、こう思います。ぜひこういう点ではひとつ金と人員をつぎ込んでやつてもらいたいと思ひます。われわれとしては、これは外交問題と外交機関の関係と言いましたけれども、世界の中には相当有力な情報組織活動を行つてゐる他のいろいろな機関があることは御承知のとおりでござります。われわれとしては、これは外交問題といふことでござります。われわれとしては、これは外交問題といふことでござります。われわれの総合的判断の材料を豊富にするということが特に必要だと考えておるので、そういう方からそのことのみに依存するというわけじゃないけれども、できるだけそういうソースをつかんでわれわれの総合的判断の材料を豊富にするということがあります。われわれの総合的判断の材料を豊富にするということが特に必要だと考えておるので、そういう方の裏面についていろいろ今後努力してもらいたいといふ希望を披露するとともに、実際問題としてそういう点についてどういうふうに考えておられるか、この点についてお尋ね申したいと思う

○山田(久)委員 さしつめ、戦後は海外における活動は何かと日本は遠慮しがちというか消極的な面、またそれにも理由がないわけじゃなかつたと思ひますけれども、しかし表の関係、そしてまた裏の関係における情報収集というようなことは非常に大事であつて、さしあたり先般のハイジャック犯人といふものの引き渡し後において一体どう思ひますけれども、いかがなつたと云ふことになつておるかといふことの追跡調査の情報といふようなことは、やはりこれは非常に重要なことです。一体そういう点わかつておきたいと思う

○瀬戸山国務大臣 先ほど来山田さんから御意見いたしましたように、これは起つてからといふよりも起つてからいよいよするのが最善の方法だと思います。それは言いましても、なかなかいまの世界情勢、世界各国の事情等によると必ずしもそれを万全に行つうといふ体制はない。であります

○鶴山国務大臣 先ほど山田委員おつしやいましたように各種の機関、これらにつきましても各地におきまして最大の努力をいたして情報の収集に努めております。いろいろな情報が入つておりますけれども、その確度につきまして、これは何と防措置なりといふものを有効に働かし得るわけでもあります。これは外交関係の問題についても、戦前と比較してはそういう点、人の点、金の点が非常に手薄になつてきている点は残念だと思ひます。が、同時に、当面のハイジャック対策に対しても不十分だ、こう思います。ぜひこういう点ではひとつ金と人員をつぎ込んでやつてもらいたいと思ひます。われわれとしては、これは外交問題と外交機関の関係と言いましたけれども、世界の中には相当有力な情報組織活動を行つてゐる他のいろいろな機関があることは御承知のとおりでござります。われわれとしては、これは外交問題といふことでござります。われわれとしては、これは外交問題といふことでござります。われわれの総合的判断の材料を豊富にするということが特に必要だと考えておるので、そういう方の裏面についていろいろ今後努力してもらいたいといふ希望を披露するとともに、実際問題としてそういう点についてどういうふうに考えておられるか、この点についてお尋ね申したいと思う

○山田(久)委員 さしつめ、戦後は海外における活動は何かと日本は遠慮しがちといふか消極的な面、またそれにも理由がないわけじゃなかつたと思ひますけれども、しかし表の関係、そしてまた裏の関係における情報収集というようなことは非常に大事であつて、さしあたり先般のハイジャック犯人といふものの引き渡し後において一体どう思ひますけれども、いかがなつたと云ふことになつておるかといふことの追跡調査の情報といふようなことは、やはりこれは非常に重要なことです。一体そういう点わかつておきたいと思う

○瀬戸山国務大臣 先ほど来山田さんから御意見いたしましたように、これは起つてからといふよりも起つてからいよいよするのが最善の方法だと思います。それは言いましても、なかなかいまの世界情勢、世界各国の事情等によると必ずしもそれを万全に行つうといふ体制はない。であります

○賀陽説明員 お答え申し上げます。たゞいまの国際世論の動向でございますが、今回日の日航機のハイジャック事件に関しまして外国

政府等が公式にそれについて意見を申したといふことは特にないと存じますけれども、海外の報道機関が本件に注目をいたしまして、中国と一部諸国を除きまして、各國の新聞は事件の経過を大きく報道したわけでございます。政府のとりました措置につきましては、今回の日本政府の決断がまさに苦惱に満ちたものであったということをそれなりに評価するということは大半の論調において認識されておると存じますけれども、若干細かい分け方をさせていただきますと、アジア諸国とか西独の新聞等は、いま申し上げましたように大体やむを得ないこととして是認する論調が多かつたようになります。他方、英國、豪州の新聞等におきましては、将来同様の事件が発生する危険性があり得るということで批判的なトーンが強かつたものもあつたわけでございます。しかしこの両論いずれにおきましても、やはり政府の措置はやむを得なかつた、しかしこれこれであると申しますものとか、あるいは強硬策をとるべきであつた、しかしこういうあるといふような、条件つきの、ただし書きのついた論評が多かつたように存じます。

西独のケースにつきましては、これもいろいろな論調が見られるわけでございますが、今回の西独のとりました措置が、ある意味で非常に整つた環境のもとにおいて行われたことにおいてやや特殊な客觀条件もあつたことを肯定しつつも、西独の措置についてこれを支持する、是認する論評が多かつたものと存じます。

○山田(久)委員 もう時間がございませんので、これで質問はやめさせていただきますけれども、特に、世論を踏まえ、国際情勢を踏まえて非常に政治的な決意を持って政府が対処していただきたい、このことを重ねて強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○上村委員長 次に、土井たか子君。

○土井委員 今回の日航ハイジャック事件によつて受けましたわが国、わが国民の打撃と犠牲はまことに大きかつたわけであります。西ドイツの場

合も同様でありますけれども、具体的には六人の釈放犯や十六億円という莫大なお金が国民の血税によって贈られるということなどを考えますと、國民からすれば、日航ハイジャック事件の経過は一体どういうことだったのかということはつきりわからないだけならないのですけれども、どうもテレビで刻々伝えられるニュースであるとか、新聞紙上の政府それぞの担当者のいろいろな談話であるとかを通じて断片的に知り得ても、全体の経緯に対してよくわからないというのが実感だと思うのであります。何がどうなっているのかよくわからない。旅券の問題についても大分お

くれてから出てきてみたり、実はこうであったといふ談話が少しあくれて出てきてみたり、よくわからない、それが実感だと思うのです。西ドイツの場合は、テレビで首相自身がいろいろと経過についての報告を訴えるということもございましたし、また大部の報告書が出されました。西ドイツの場合には一向にそういう気配がございません。

そこで、実はきょう対策本部長に御出席をいただきたいという要求を出したわけでございますが、御多忙中と見えましてきょうは御出席いただけませんので、塙川官房副長官の方にお尋ねいたしましたが、これは、参議院にもすでに提出させていただいたのでとおっしゃるのならば、今回の私どもが審議をしておりますこの一部改正の法案に対しての審議に関して、出していただく資料の中にも入っていてかかるべきだと思うのですが、それもまた、この袋の中には見当たりません。したがって、これは私から言えど、それでは衆議院にとおっしゃるようななかつこうでの報告書といふのではなく、この袋の中には見当たりません。わけであります。これが改めて、参議院にまで出したら衆議院にもというふうなあり方でないのがおありになるのか、そのあたりいかがなんだと思いますか。

○塙川政府委員 報告書の件につきましては、去る十月十三日に参議院の予算委員会に提出したものがございまして、それは「九月二十八日発生の日航機ハイジャック事件の実情及び解決の経過」これは主として外務省が中心となりまして対策本部と共同で出したものがござりますので、これを一応は政府がその実情並びに経過を報告したものでございます。したがいまして、参議院の方の予算委員会に資料として提出させていただきたくあります。したがいまして、参議院の方の予算委員会に資料として提出させていただきたくあります。

○土井委員 さて、きょうは旅券法の問題について少しせばつて二、三お尋ねをさせていただきます。これは消極的なんですね。國民に対して報告書を出すという義務が政府としてはやはりあったのじゃないでしょうかね。ですから、そういう点からすると、どうもいろいろとちぐはぐな縦割り行為の弊害がここにも出たなんということを後でしきりに言われたり、それから、当然報告があつてしかるべきものが、報告をその時点でされなかつたためにいろいろと誤解が生じて、事がスムーズにいかなかつたということも後で指摘されたりいろいろございますけれども、やはりこれは誠意をもつてこういう事に臨むという基本姿勢を聞いておきます。

ただすのには、報告書がいまだそういう程度であるということを一つ見たつてよくわかると思うのです。西ドイツの場合は、テレビで首相自身がいりたしておりますが、日本の場合には一向にそれをもつてこういう事に臨むという基本姿勢を聞いておきます。

○賀陽説明員 お答え申し上げます。

御質問の点につきましては、御指摘のように米国等におきまして、特定の弁護士または特定の役人を保証人として指定することがございますようになります。わが方といたしましては、旅券発給につきまして非常に正鶴を期するという意味におきましていろいろな対策を逐次実施しております。その点も從来実は検討してまいつたわけですが、現在申し上げられることは、若干外國と事情が異なりますので、果たしてそういう対処ぶりが最も適切であるのかどうかという点がござりますが、現に正鶴を期するという意味でございます。わが方といたしましては、旅券発給につきまして非常に正鶴を期するという意味でございますが、これは改めて、参議院にまで出したら衆議院にもというふうなあり方でないことがございます。これは改めて、参議院にまで出したら衆議院にもというふうなあり方でないことがございます。

○土井委員 この十三条の一項二号の長期二年以上の刑に当たる罪ということに今度された理由をひとつ率直に承りたいと思うのですが、いかがですか。

○賀陽説明員 長期五年以上を長期二年にいたしました理由は、赤軍等過激派のメンバーにおきまして犯されることの多い犯罪がござりますが、たとえば公務執行妨害、これは長期三年でございまして犯されることの多い犯罪がござりますが、たとえば暴力行為等処罰に関する法律違反、これは長期三年でございますが、兇器準備集合罪、長期二年等を旅券発給拒否の事由に含ましめようということでございます。ただ、同時にこの

際御指摘申し上げさせていただきます点は、外務大臣の旅券発給の権限と申しますのは、旅券を發給しないことができるということとございまして、ケース・バイ・ケースで慎重に検討いたしました。たとえ該当事案でございましても、長期二年に変えまして該当事案がふえますけれども、たとえ該当事案でございましても諸般のケースにつきまして慎重に検討の上、旅券を出すこともありますし、出さないこともあります。得ますし、出さないこともありますので、この点では本人の渡航の目的とかそういう特殊性を十分検討いたしまして、今後とも健全な裁量をしてまいりたいと考えておる事情でございます。

○土井委員 これはいま御答弁になつたとおりで、旅券を発行しないこともあればすることもありますが、同じような条件下に当たるような場合でもケ

ース・バイ・ケースという、まことにこれは微妙な御答弁なんです。つまり要是外務大臣の万事判断にかかるということなんですね。

そこで問題になつてくるのは、間々その判断の内容によつては人権侵害というものが起つり得ない保証はどこにもないわけであります。現行に比

較いたしまして、二年以上になりますと罪種が非常に増加しますね。端的に承りたいと思ひます

が、一体二年以上の刑に当たる罪種というのには幾つあるのですか。

○賀陽説明員 長期二年になりますと大体九百二十罪種くらいに相なると思います。

○土井委員 その九百二十罪種とそれについて、この旅券法の十三条の一項二号からいたしま

すと、外務大臣に関係機関から全部通報されるわけでありますか。いかがですか。

○賀陽説明員 お答え申し上げます。

ただいままで慣行でございますと、法務省からこれらの罪を犯しまして訴追されておるかある

いは逮捕状が発給されておるかという者たち海外に逃亡と申しますか出国をして日本の刑罰権から逃れるおそれのある者、これにつきまして通報を受けてあるわけでございますが、それと同時

ござります。

○鳩山国務大臣 五年以上を二年以上に厳格にす

るということによりまして人権が侵害されない

に、個々の旅券申請の場合にやはり過去の罪歴を提出させるわけであります。これはもちろん虚偽申請罪がございますので、たてまえは正しく申請

されるものと存じますけれども、それも外務省でチェックいたしまして、それについては必要に応じまして法務省に、本人はこういうことを言つておるけれども、この点はどうかという一種のダブルチェックをやはりやつておる状況でございま

す。

○土井委員 この節、この一部改正の中で長期五

年以上というのが長期二年以上になつたという点はだれもが大変に引っかかるところなんです。

そこで、この節ひとつ外務大臣にお尋ねをいたしますが、こういうことによつて罪種が非常に増加

をいたしまして、この条項の取り扱いにありますようにも、國民の基本的個人権、それは言うまで

もなく海外渡航の自由も含めまして、人権が侵害

されるおそれなしとしないというふうな心配が出てまいります。したがつて、大丈夫だという、つ

まりそれに対しては乱用しない、基本的個人権があ

くまで守るということに対しても一定のめどがない

ければなりません。したがいまして、この問題に

対しての運用で基本的個人権を侵害することはな

いといふ具体的な証明をはつきり持たなければなら

ないと思うのです。つまり、そういうことになつて

くると、本来は、罪刑法定主義の原則からすれば

法律事項ですから、罪種の中身にいたしまし

ても法律主義で一々ここに規定されることが望ま

しいのです、大原則から言えども、この九

百二十もある罪種に対する明記の規定

としてここに列記するということは恐らくは大変

繁雑な問題になつてしまつらしゅう。したがつて

これを運用する節、人権を侵害することには絶

対ならないといふ齒どめといいますか保証とい

うか、それをどのように考えていらっしゃるか、また

どのようにそれを行おうとされているかといふと

ころを外務大臣にお聞かせいただきたいのです。

○鳩山国務大臣 五年以上を二年以上に厳格にす

るということによりまして人権が侵害されない

か、こういうお話でございますが、その点につきましてもは国会の御審議をいただくことは

当然でございますが、しかし内容自体が必ずしも

法律にするとかいうことでなしに、実態につきま

して御審議を賜りたい、このように考えておりま

す。なお、内容等につきましても国会の皆様方の

実質的な御審議をお願いをいたしたい。

○土井委員 それは国会に出すのが当然であります

が、この問題は、いま運用方針をきつぱり決

めで運用いたしたい、このように考えておりま

す。なお罪名等につきましては若干の出入りがあ

ります。たゞ、それは必ず国会に提案をいただいて、国会

の審議対象にしていただくことをこゝで要望した

ひとつそれは必ず国会に提案をいただいて、国会

の審議対象にして

な問題だと思うので、運用指針案といふものを委員会に提案されるよう委員長に対してもひとつ要望を申し上げたいと思いますが、いかがでござりますか。

○上村委員長 担当委員会の理事とも御相談して
「あたし」と思ひます。

○土井委員 去る十月の十四日に、外務委員会でこの日航機ハイジャック事件の旅券冊子の問題について質問を展開したわけでござりますが、その節明らかになつたのは、旅券を奪われて、そして旅券なしに帰国された方々が九名あつたという事実であります。その中の一人、女性の方についてだけは帰国のための渡航書を持っておられた、て、あとの人々はなかった、ただあとの人々についてはアルジェから帰国されるということであつた、さきの一人についてはダッカからであつた、こういう事情が初めて明らかになつたわけでありますけれども、これは入管の当局の方は現場でそのことをその瞬間からよく御存じだったということでありとりますけれども、しかし閣議のいろんなやりとりを新聞紙を通じて私たちが知つた限りにおいては、法務大臣はその事情に対してもまだよく御存じなかつたということも、あの当時の経過としてはあるわけでございます。

そこで、ちょっとお尋ねしたいのは、当時団長としてわざわざ現地に赴かれた石井一政務次官、あの当時現地に行かれてこの旅券の問題についてどういうやりとりがあり、そして現地において、日本の旅行者の中で旅券を奪われた方々があつたのもとに手渡されることになつたのかというあたりの事情について、時間がどうも迫つておるようありますから、その点の御配慮もいただきながら、ひとつ御説明を聞かせてもらいたいと思うのです。

○石井(一)政府委員 時間がございましたら十分 納得のいく御説明ができるのでございますが、ま ず旅券はハイジャックが起ります瞬間から全部 没収をするわけでございますから、そしてその旅 券を一々呼び上げまして一人ずつ出てくる、こう いう手続をとるわけでございますから、百五十四 通の旅券はすべて犯人の手に渡つておる。そして ダッカ空港において一枚、アルジエにおいて八枚 でござりますか、そういう状態が起つたといふ ことは私、十分報告を受けてまいりました。 それから、どのようにして渡したかという問題 でございますが、ただいま報告書の要求というの もございましたが、これは、私としてはどうして と言いたいというものがたくさんありますので大 変い御指摘をいただいたと思っておりますが、 結論的に申しますと、奥平と単独会見をいたしま したのは事件が始まりまして約九十数時間過ぎた ときでございます。もうすでに機内も、犯人も、 塔の中も極限の状態になつておる。そしてさらに 五十数名の釈放はから得ましたけれども、奥平と 最後の二百万ドルを渡せばわが方の切り札は全部 切つてしまふ。しかも機内には八十数名の乗客が 残つておる。もうまさに限界のさらに限界に達し ておるというふうな情勢でございました。私は奥 平と会見をいたしましてバースポートを正式に要求 を受けたものではございません。これは新聞の誤 誤報でございます。ただ、直接交渉のできない三角 協定をやり、極限の状態に入つておるときに、私 に与えられました政府からの要望は人命の尊重と 乗客の救出ということでござりますから、そのた めにはあらゆる方法、手段をとらなければい ぬ。そのときから奥平の会見というものが出てき たわけでござりますけれども、私は、厳しいなが らも授權の範囲であり、当然それが有利に人命尊 重につながるということを確信し、厳しい決断を いたしました。その結果、御承知のとおり奥平は 機内に入りまして、他の五人とは違つて直ちにコ ックピットに入りましてその航空機、ハイジャッ ク機を指揮し始めたわけでございます。そしてそ

の後四十数名の人間を何の代償もなく無事釈放をしたといったというふうな事実もございます。私は本国からの訓令等にもたびたび違反をいたしましたが、あのときのあの状態が、体を張つて命を張つて闘つておる瞬間というものがどれだけ厳しいか。その後帰つてしまいましてからいろいろの問題が出ておりますけれども、余りにも問題がたくさんあります。それそれに十分説明のつく問題でござりますが、私としてはいまさら言ひわけなどしようとは思つておりませんけれども、私が申し上げたいのは、まあ事務的等々で整理をしなければいかぬ問題もあるらうかと思いますけれども、机上の空論のごとき議論が、あの死活の状態に入つておるときに、その後どうだこうだと言える資格があるのだろうか、そこまで厳しく申し上げたいと思うのであります。そういう意味で、パスポートに関しましては、さらにバンガラの高官であるマームド参謀総長に手渡しまして、彼にも貸しをつくりたい、犯人にも貸しを与えたい、そのことによつて起死回生の有利な態勢をつくりたい、こういう決意のもとに判断をし、私の判断がまことに正しかつた、こういうふうに確信をいたしております。

○土井委員 時間ですから、あと一つだけお尋ねして終わりにしますが、いま政務次官はまことに自信を持っての御答弁なんですが、どうもその後の連絡がスムーズでなかつたようでありまして、知らなければならぬ時期に実情に対して各関係閣僚初めて担当の方々が十分に知り得ていらしやらなかつたというふうな経過もあつたりして、断行なさつたことがそのとおり事實を事實として確認されることがずいぶん後手後手になつた、その中にはずいぶん混乱もあつたというふうな印象を私たちにはぬぐい切れず持つてゐるわけであります。

その一つに、これは実は法務大臣、旅券問題といふのはきわめて不明瞭だ、どうも旅券が奪われて、そして旅券なしに帰つてきたという人たちがあることについても私は知らなかつたというふう

なことを閣議の席でも述べられたやに私どもは新聞紙上を通じて知っているわけがありますが、これは外務大臣じゃなしにむしろ法務大臣が真っ先に知つていらっしゃらなければならない問題ではなかつたか。なぜかというと、入管当局の方は現地でもう旅券なしに帰つてこられた方がここにいるというのはその瞬間にして日本の国内においては一番早く御存じなんですから、したがつて、入管の出先の方が法務大臣に対しても連絡さえなすつておれば、こういう行き違いみたいなことはなかつたに違ひないと思うわけであります。今回、旅券を新様式になさいましたか、旅券がどれだけ変わらましても、行政機関相互間の連絡といふものが行き違いになつたり十分に行われなかつたり、適切な時期に適切さを欠くということになりますと、この効果を十分に期待し得ないということがあつたりいたします。こういうことに対して、法務大臣はどういうお考えをお持ちであるかということをお聞きましよう。

えるというように、機敏にしないと困るじゃないかといふことが問題でありまして、旅券の云々は、早く通報したしないということでなしに、これは必ず犯罪その他に使うために入手したのに違いないから、どこの時点で、たとえばダッカあるいはアルジェでわかつたら、その時点で直ちに国内の各機関に連絡するというような機敏なことをするようにならうかということが私の考え方でございまして、こういうことでござりますから、御了承願いたいと思います。

○土井委員 ではこれで終わりますが、いまの法務大臣の御発言どおりで、それはやはり機敏にすることは肝要だと思うのですが、旅券が新たにま

た新様式に変えるというふうなことを度々繰り返しましても、その辺がうまくないかないと、これは新様式に変えるという意味も実はなくなつてしまふという問題だと思いますので、その点につ

いての改革なり、あるいは今までスマーズにいかなかつたことをスマーズにいかせるなり、ある

いは連絡が十分でなかつたことを連絡を十分にするというふうな点からすると、法務大臣は、いま

その点から言つたら、何が一番肝要だと思いますか。この点だけをお伺いして、終わりにします。

○瀬戸山国務大臣 あれはやはり非常事態と申しますが、先ほど運輸政務次官からも直接現場にお

りました状況を御説明申し上げたわけでござりますが、ああいう非常な緊迫した状態の場合の処

理、これはその担当担当で、万一の場合には自己の責任で処理しなければならないことがあるわけ

でございます。それを平時の平静な時代になつて、そこは手落ちだ、あそこはまずかつたと言うことは、これはちょっとどうかと私は思います。

でありますから、もちろん緊密な連絡をとらなければなりませんが、必ずしもそれがとれなかつた。何しろ数千キロも離れておるところで、みんな命がけでやつておることでござりますから、やめすれば、ここで議論をしておるような、平時

のところでのやるようなわけにはいかない。もちろん今後はお互いにそういう点を、経験でございま

すから、注意しなければならない、かように考えております。

○坂本(恭)委員 この辺は議論をやると切りがあ

りませんからやめますが、たしか四八年の八月

二十九日にも「ハイジャック等防止対策要綱」と

いふのが政府から出されております。そして第一

次から、十一月八日が何次になるかはつきり見え

ませんが、「ハイジャック等防止対策」につ

いて」いうものが防止対策本部から発表され

ています。これら二つを比較してみると、四年た

つても余り進歩していないなという感じを受けざ

つて、刑罰の強化をすると防衛に直接つなが

つていくなどということは考えておりません。情

報の収集とがあるのは國際協力とかあるいは航空

会社の防止体制の強化とか、そういう点につい

て、わが党も防止対策といふものを発表をしてい

ますけれども、その辺が中心にならざるを得な

い。

ところが、この国会の審議を見てみると、政

府の方では、防止対策本部で十一月八日に、たし

か防止対策についてというものを見表されたと思

いますが、何か刑罰の強化の方が先に歩き出して

しまつているのではないか、そういうふうに感ず

るわけです。そういう意味で、まずその刑罰の強

化をすることでハイジャックの防止にどれほど役

立つか、その辺、法務大臣の御所見を賜りたい

と思います。

○瀬戸山国務大臣 坂本さんは法律の専門家であ

りますが、刑罰を強化することによって、全部こ

ういうハイジャックなり犯罪が完全に防止される

とは考えておりません。先ほども申し上げました

ようふうに、かような犯罪は未然に防ぐということが

最良の策であるうと思います。そのために、國

内、國際的に可能な限りの事前の防護措置を講ずる。

しかし、刑罰も御承知のとおり全然無効なものではございませんで、あらゆる刑罰がやはり予

防的措置、それだけの効果があるわけでありま

すし、また仮に起こった場合は、それに

対して責任を問うだけの備えはやはりしておかなければならぬ、こういうことでこの提案をいた

しておるわけでござります。

○上村委員長 次に、坂本恭一君。

○土井委員 終わります。

○坂本(恭)委員 きょうの連合審査は、法案に関

する法務委員会を中心とした連合審査であります

から、その点を中心にはまず法務大臣の御所見を賜

りたいと思うわけですが、私どもは、ハイジャッ

ク防止というのはまさに未然に防止することであ

って、刑罰の強化をすると防衛に直接つなが

つていくなどということは考えておりません。情

報の収集とがあるのは國際協力とかあるいは航空

会社の防止体制の強化とか、そういう点につい

て、わが党も防止対策といふものを発表をしてい

ますけれども、その辺が中心にならざるを得な

い。

ところが、この国会の審議を見てみると、政

府の方では、防止対策本部で十一月八日に、たし

か防止対策についてというものを見表されたと思

いますが、何か刑罰の強化の方が先に歩き出して

しまつているのではないか、そういうふうに感ず

るわけですね。そういう意味で、まずその刑罰の強

化をすることでハイジャックの防止にどれほど役

立つか、その辺、法務大臣の御所見を賜りたい

と思います。

○瀬戸山国務大臣 坂本さんは法律の専門家であ

りますが、刑罰を強化することによって、全部こ

ういうハイジャックなり犯罪が完全に防止される

とは考えておりません。先ほども申し上げました

ようふうに、かような犯罪は未然に防ぐということが

最良の策であるうと思います。そのために、國

内、國際的に可能な限りの事前の防護措置を講ずる。

しかし、刑罰も御承知のとおり全然無効なもの

ではございませんで、あらゆる刑罰がやはり予

防的措置、それだけの効果があるわけでありま

すし、また仮に起こった場合は、それに

対して責任を問うだけの備えはやはりしておかなければならぬ、こういうことでこの提案をいた

しておるわけでござります。

○賀陽説明員 クアラルンプール事件後におきま

して、これは毎年外務省として心がけておること

でございますが、関係地域の在外公館をふやすと

いうことが一つございます。それから、専用回線

とかテレックスとか申しますいろいろな連絡機器

を強化いたします、こういった点について四十八

う項がございます。それじゃ外務省としては、具体的に在外公館にどういうことをやらせようと考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○賀陽説明員 お答え申し上げます。

御指摘の点は、在外公館と現地日本人会との連

絡の強化という点であるうかと存じますが、この

問題についてその連絡を強化しておるわけでござ

ります。ただ、これはさらに励行、推進してま

ります。いたいと考えておるわけでございまして、特に

事件発生後の状態にかんがみまして、赤軍の在外

公館に対する攻撃ということも予想されますし、

そういうふうな事件が起きた場合に、赤軍情報

をしなければならぬと存ずるのでござります。し

たがいまして、赤軍情報を本省においてキャッチ

いたしましたら場合におきましては、これを直ち

に在外公館を通じまして当地日本人会の首脳部等

に連絡なく伝達をいたしまして、同様な警戒態勢

に入つてもらうとか、そういう緊急的な連絡体制

の強化ということが今後の課題であろうかと考え

ておるわけでござります。

先ほど外務大臣に、土井委員から旅券法の改正

についていろいろありました。私も同じことを質

問しようと思つておったのですが、中身について

はこれ以上議論をしません。

いま御議論があつたように、まさにその運用方

針をきつり決める。運用方針を本当にきつり

決めるんだとすれば、これはまさに法案として、

この法案と一緒にになって出てこなければならぬ

はずだと思うのですね。ですから、先ほど土井委

員がそういう立場で議論されたと思つてますけ

れども、この点についてはまさに委員長に私から

もお願いを申し上げて、法務委員会でぜひ善處を

していただきたいと思いますが、よろしいでしょ

うか。

外務省に一点だけお伺いをしたいと思います

が、この「ハイジャック等防止対策について」と

いう文書の中の第六の2に「在外公館」云々とい

年以来実施をしておるわけでございます。

○坂本(恭)委員 余り答えにはなつていよいと思ひます。

運輸大臣にお尋ねをしたいと思ひますが、今度の対策についてといふ中で「ハイジャック防止対策室」というのが運輸省に十一月二日に設置されたということが書かれているわけですが、このハイジャック防止対策室といふのは、私は本来ならこの対策本部が引き続いて関係各省やるべきだと思うのですが、運輸省にこういうハイジャック防止対策室を設けて、運輸省が横との連絡もとるものだらうという推測をするわけですが、この辺についてはどうですか。

○高橋(寿)政府委員 お答えいたします。

ハイジャック防止対策は関係各省にわたる広範な作戦を必要といたしますが、運輸省といたしましては、運輸省の所管の範囲に限りまして、主として航空会社を督励いたしましての持ち込み品の検査とか、あるいは空港管理権に基づく空港一般の監視の厳格化等のことをやる、あるいはまた外国の空港の状況等を隨時検査をするというふうなことを中心にいたしまして仕事をするために特に部屋を設けたわけでございます。

○坂本(恭)委員 そうすると、いま私が申し上げた全般的なものではなくて、いわば安全検査、要するに運輸省が所管をするそのことについてだけの対策室ということになるわけですか。

○高橋(寿)政府委員 さようでございます。

○坂本(恭)委員 それですと余り意味がないかと思ひますけれども、これから若干時間をおいたいお伺いをしたいと思っておりますが、まことに運輸省がそれなりの機能を果たしていただきたいと思います。

特に日航のダブルチェックのことについてお尋ねをしたいと思うのですが、いわゆる国際運送約款というのがあります。その九条には、手荷物とかあるいは機内持ち込み物品の規定等いろいろ書かれているわけですが、この国際運送約款に基

づいて日航が外国の空港で日航自身のチェックをすることができるのでしょうか、できないのでしょか。

○高橋(寿)政府委員 私どもは、日本航空に乗ろうとするお客様に限りますが、考えております。

○坂本(恭)委員 運輸省の方がそういうふうにお考えであれば、日航の方に直ちにそれを外国の空港においてやるように指示をいたしましたか。このことは現地の政府の権限との関係がございまして、現地政府の了承をとることで現在折衝中でございますが、すでに七つの空港のうち一つは実施をしたというふうなことでございまして、残るものにつきましても逐次実施をしていくつもりでございます。

○坂本(恭)委員 いや、ですから外國の方のその承認を得ないでやるわけにいかないのであります。

○高橋(寿)政府委員 私は約款の解釈としてはでありますか、それが当然日航で運送契約に基づいてダブルチェックといいますか、チェックができるというふうに考えております。したがつて、まさに人権をジャックするものだと私どもは思っております。憲法違反になるんじやないかとあっさりおっしゃりますし、一昨日です

○坂本(恭)委員 いつは実施をしたというふうなことでございまして、残るものにつきましても逐次実施をしていくつもりでございます。

○高橋(寿)政府委員 私は約款の解釈としてはでありますか、それが当然日航で運送契約に基づいてダブルチェックといいますか、チェックができるというふうに考えております。したがつて、まさに人権をジャックするものだと私どもは思っております。憲法違反になるんじやないかとあっさりおっしゃりますし、一昨日です

○坂本(恭)委員 いつは実施をしたというふうなことでございまして、残るものにつきましても逐次実施をしていくつもりでございます。

○高橋(寿)政府委員 私もこれは当然日航で運送契約に基づいてダブルチェックといいますか、チェックができるというふうに考えております。したがつて、まさに人権をジャックするものだと私どもは思っております。憲法違反になるんじやないかとあっさりおっしゃりますし、一昨日です

についてはその可能性、可能な時期、その辺についての見通しはいかがですか。

○高橋(寿)政府委員 できるだけ速かにこの可能

性を現実性にすべく努力いたしておりますが、まだ遅くも今月中には実現いたしたいと思つております。

○坂本(恭)委員 私もこれは当然日航で運送契約に基づいてダブルチェックといいますか、チェック

ができるといふふうに考えております。したがつて、まさに人権をジャックするものだと私どもは思っております。憲法違反になるんじやないかとあっさりおっしゃりますし、一昨日です

ます。

それから、これは大臣にぜひお聞きをしたいんですけど、数日前、多分先週、あるいはもうちょっと前かもしれません、衆議院の交通安全対策特別委員会で議論があつたわけですが、日本航空のいわゆる体質といいますか、いわゆる安全よりも営業を優先させる、そういうような考え方があるんじゃないかということで議論がありました。そのときに大臣は出席をされておられませんでしたので、やはりそういう安全を第一にしなければならない航空会社が安全よりも営業が先だというよなことを言つてゐるような、かなり上の方で言つてゐる人がいるというような話もあるわけで、その辺について日本航空に対し厳しい指導をやつていただきたいと思うのですが、その点についての大臣の御所見を賜りたいと思います。

○田村国務大臣 安全より商売が先だと日航が考えておるとはそれこそ考えられませんけれども、しかしそのよくなことを申した者が上層部におけるとすればこれは許すわけにまいりません。嚴重に取り調べてみたいと思います。同時に、誤解にして、現状、この種犯罪に関連する事案で、不正にこれを適用して裁判の遅延を図るということが現にあります。ありますから、弁護人をつけることを禁止するような法律はつくりませんが、そういう不当な行動に出る場合には、弁護士がなくとも裁判が進められる、かような考え方でいま進めておるわけでございます。御意見のあるところでも裁決が進められる、かような考え方でいま進

ます。こういう点も、法務大臣ぜひ検討をしていただきたいと思いますが、その点についてお伺いをして、終わらせていただきたいと思います。

○瀬戸山国務大臣 確かに刑事訴訟法のそういう裁判促進に関する改正を試みております。そのほかにも、飛行機ハイジャック以外のこの種の、たとえば大使館で人質をとるとかいろいろなことがあります。こういう点も、法務大臣ぜひ検討をしております。こういう点も、法務大臣ぜひ検討をしております。その点についてお伺いをして、終わらせていただきたいと思います。

○高橋(寿)政府委員 日本航空の寄港しております三十五の空港のうち問題がありそなのが十七ございまして、これらにつきましてまず第一次的なアプローチを開始いたしました。そしてその十七のうちとりあえず七つ、これにつきましてダブルチェックの検討をいたしました。七つはバンコク、マニラ、クアラルンプール、カラチ、アテネ、ローマ、コペンハーゲンでございます。これらのうちバンコクはすでにダブルチェックが実施されました。始まつております。

○坂本(恭)委員 その辺のチェックをぜひお願いを申し上げたいと思います。

○久保(二)委員 いまの坂本委員の補充質問みた

いになりますが、一、二、三お尋ねします。

一つは、運輸大臣に、というよりは航空局長にしてお尋ねしたいのですが、先ほどお話をあつたように、先月の二十六日に交通安全対策特別委員会で、朝田社長にも出てきてもらつて、私から経営の姿勢についてただしました。そのときに、私から航空局長には、日航全体の経営の姿勢について総点検すべしというお話をしましたら、あなたは、いたします、こういうことですが、いたしましたか、あるいはいついたのか、それが一つ。それから、もう一つ、つい最近の新聞、これは読売のきのうの新聞であります、これにはいわゆるダッカでハイジャックの情報が当時流れているのに、実はそれを真剣に受け取らなかつた。そればかりか、対策委員会をその後つくりまして、いろんな問題で検討してきているんだが、この記者の確認によれば、この委員会でも、いまでも反省の材料としてこれは取り上げていないという記事があるのです。これは私ども国會議員、特に私は、この点で先般の特別委員会でも質問した立場からいくと、これは不届き千万だと思っているんですね。非常に甘く見ている。こういうことに聞いて、これは運輸大臣から、甘く見ているという点について、あなたはどういう措置をされるか、簡単にこれはお答えいただきたい。——ちょっと大臣お待ちください、時間がないのですと質問しますから。

次に、ダブルチェックのことりますが、これも交特の委員会でお尋ねしました。運送約款に基づくチェックでありますから、これは当然乗る人の立場に立つて、航空会社の責任があるわけでありますから、やるべき筋合のものであります。しかし、さつき航空局長がおっしゃったような、言うならば当該国における問題を抜きにして考えられない、これは当然かもしれません。そういうとするならば、それが解決するまではその地点におけるところの日航機の寄港を取りやめるべきだ。取りやめて、それが改善されて後に、航空協定に基づくところの乗り入れを再開すべきであ

りますから、これはそれぐらいの決意がなければ、たとえば羽田でもって厳重にやつても、どこで緩みがあれば同じことなんですね。だから、これはやはり合意が得られない。聞けば十七あるという。そのうちの七つやつたんだが、一つだけやつと了解をとれたということになりますが、信頼のあるところには一切寄港しない、これはあたりまえの話ですよ。何らの対策がないのに、それを從前どおりやつていいというのでは、これは対等本部全体としても取り組みが甘いと私は思うのですが。まさかないだろうと思って、いまでもやつたらしやるのですか。そうだとするなら、これは大変なことだと思う。寄港は取りやめて交渉を続開して、交渉が成立したら、ダブルチェックをオーケーしたら飛行させるということだと思います。いかがでしょうか。

それからもう一つ、坂本委員からのお話がありました四十八年の対策の中に、在外公館の強化の問題がありました。最近、新聞情報によれば、機動隊の派遣なんというのを考えた向きがあるようですが、これは本気じゃないと思いませんけれども、国際警察機構といふか、こういうものとの連携を強化することは当然だと思うのであります。が、要注意の地域については、警察庁からの外警省に向、いわゆる外交官の資格を持った警察官の派遣は、当然あるべきだと思うんですね。それらが言ふならば余りよそから来る者を歓迎しない気風連携をとりながら対策を立てるというものが筋だとも思ふんです。もつとも、外務省といふのは、当該国のいわゆる警察機構なり情報機構と緊密な連携をとりながら対策を立てるというものが筋だとも思ふんです。もつとも、外務省といふのは、公安委員長にお聞きしたいと思うのですが、いまが前にはありました、いまはないと思うのですが、そういうことから言つて、これはむしろ国家に大きな大使館にはいるけれども、小さい大使館や領事館というか、そういうところには恐らくそこには恐らく出向していないと思うのです。本当に必要なところにそういうものがお出向しているかというと、ハイジャックに限つては、必要なところには恐らく出向していないと思うのです。いいないと私は思つていて。だからその点について、

にと書つてはおかしいが、簡単にハイジャックができる。そういうことを考えれば、この第四条は「不法に」は取つて、「業務中の航空機内に」云々というふうに訂正すべきである。また運送約款も御承知のとおりこれは区別しているはずであります。だからこのいわゆる「業務中の航空機内」というのは客室と貨物室と区別してやるべきではないかといふふうに思うのです。

質問の要点は——時間がないですからいま申し上げたのをずっとお答えいただきたいと思う。

○田村國務大臣　まず、日本航空がニュースを入れ手しながら怠つておったというお話をあります。調べてみたところ、この夏ごろに、一般論としてということのようであります。が赤軍派は不穏な動きがあるかもしれませんという情報入手した、そしてそれを海外の各支店長にも連絡をした。気をつけるということで連絡をしたということだ。そうであります。が、それを運輸省へ報告をしてないのですよ。けしからぬ話なんです。これは。でありますから、それこそ日本航空の方を逆にダブルチェックしなければならぬような状態なんですけれども、そういうことのないように厳しく指導監督をしろということを申し渡してございます。

その次は、JALの場合に海外の空港でダブルチェックをさせてもらいたい、それは当然主権国である相手国と話し合いをしなければならぬ。それはまずJALが話をすべきでしよう。むづかしいということになれば外交ルートで話し合つてもらうということになります。しかしこれは急いでやらないと、その間にまたハイジャックが起ることということになつたら大変でありますから、いわゆるお役所仕事では困るわけです。これを急げと言つておるわけであります。が、不幸にして外交ルートでもうまく話し合いがつかないという場合にはそこへJALを寄港させない、そのかわりその国の飛行機も日本へ寄港させない、こういうように強い姿勢で最終的には臨みたい、このよう考えております。

○久保(三)委員 日航総点検はどうですか。

○田村国務大臣 それは航空局長からお答えさせます。

○高橋(寿)政府委員 私が交通安全特別委員会で日本航空の総点検をすべきであると申し上げましたのは、ちょうどあのときは主としてクアラルンプールにおける墜落事件を中心としたお話をございましたので申し上げたわけですが、高成長時代が安定成長時代になってきた中での日本航空の乗員体制、運航管理体制等について総点検をすると申し上げたわけがありますが、いま計画申しあげますと、今度つくらうといたしておりでございます。できるだけ早くこれをやりまして、二度とこういったことが起こらないよういたしたいと思いますが、なおまたハイジャック等の問題が起きましたので、これらを含めて総合的に日本航空の社内体制の総点検をしたいと思います。

○三井政府委員 警察官を在外公館に出向させて

情報をとるなり、こういう問題を防止するための努力をしてはどうかということでござりますが、

現在も在外公館にある程度の数の警察関係者は出

向いたして、それぞれ大使その他の指揮のもとに仕事をしておるところでございます。今回のハイ

ジャックの問題を契機にしてさらにその問題を考

えますときには、すでに防止要綱でも決めており

ますように、その冒頭に書かれておりますよう

に、日本赤軍を担当する専従組織をつくり専従の

要員をつくるという、その専従要員の運用の中で

これをカバーしていくというのが、いろいろ検討

いたしました結果今日では最も有効であるうとい

うように考えておるところでございます。

○鳩山国務大臣 ただいま警察庁からお話をあり

ましたが、警察庁からいま十七名の方に在外公館

に来ていただいております。しかしこれからいろいろの仕事がふえるということもありますし、また

在外公館自身の警備の問題も出てきておるわけでござります。これらにつきましてこれは定員の問

と協議中でございます。

○伊藤(榮)政府委員 お尋ねの最後の問題にお答えいたします。

荷物としてやる場合には、これはいわゆる不法でなければ所持できるのですが、許可を得ている刀剣類でも、あるいは職務上とかいうようなこと

なっている点があるようには思いましたのでそれから申し上げますと、今度つくらうといたしておりでございます。だから、客室の問題が問題だとわ

ります。まず御質問の前提がちょっと私どもの理解と異なっている点があるようには思いましたのでそれから申し上げますと、今度つくらうといたしておりでございます。まず航空危険処罰法の第四条の持ち込みと申しますのは、いわゆる乗客の乗りますところへ持ち込む場合のほかに、託送荷物等としておよそ機体の中へ持ち込むものすべてを取り締まるという考え方でございます。これは当然のことでございます。

そこで「不法に」という言葉を取りますとどう

いうぐあいの悪いことになるかと申しますと、たとえば航空燃料を航空機は搭載いたしますが、これは正当に搭載をいたしておるわけでございまして、こういうようなものは「不法に」を取ってしまいますと、航空燃料の積載そのものが火炎びん類似の易燃性の非常に強いものであるというよう

な観点からひつかかってまいる場合がございま

す。それからまた、ただいま御指摘のように、國

際的な協議に参加いたします者が所要のターゲッ

トピストル等を託送室へ入れて運ぶ場合、その他災害時等の緊急事態に警察官が派遣されるというような場合も想定されるわけでございまして、一般的の刑罰法令の例にならいまして、たとえば住居

を託送室へ入れて運ぶ場合、その他の

約款どおりにこの法律はすべきではないのかとということを尋ねておるわけ

です。これは後で、法務委員会でさらなる取り締まりの方も、約款どおりにこの法律は

あるいはそうでない者がいても、どんなに利用され、どんなにやられるかわからぬということが問題だと私どもは思っているわけなんです。たとえば警察官であろうが何であろうが、それは客室に

は携行されは困る。そういうふうなことで取り

締まりの方も、約款どおりにこの法律は

あるいはそうでない者

がいても、どんなに利用され、どんなにやられるかわからぬ

ということが問題だと私どもは思っているわけ

です。たとえば警察官であろうが何であろうが、それは客室に

は携行されは困る。そういうふうなことで取り</

ては、一たん起きた事件については、事件の背景なり、あるいは情報の収集、これを徹底的に究明をしなければならないと思ひますし、またさらに社会的、法律的な対応を万全にしなければならないと考えるわけでございますが、今回の事件発生の原因並びに政府のとつてきたこれまでの対策が不備ではなかつたかと思います。この点について御答弁をいただきたいと思います。

○田中説明員 お答えいたします。

先生御指摘のとおりに、四十八年にハイジャック事件が起つて以來、それから五十年に例の人質事件が起つて以来、そのときにも前後二回にわたりまして対策本部をつくりまして、そして対策要綱をつくつたわけでございますが、これまで政府がどのように対策をつくり、そして進めてきたか、ざつと御説明申し上げてみたいと思うのでござります。

実は四十八年にできましたときに、私ども要綱と言つておりますけれども、これは五項目十九細目にわたつてつくつておられます。その中の大部分は安全検査が中心でございまして、それを除きまして、あと外国との協力、あるいは警察での体制の強化、あるいは情報収集の強化、こういうことでござります。

二、三例を挙げてみたいと思うのでございますけれども、たとえば空港での手荷物検査、これは四十八年当時は余り機械はなかつたわけでございまますけれども、この四年間でエックス線透視装置であるとか新型金属探知器でございますとか、こういうものを合計十八空港、三十七セット用意しました、このようなこともござります。また外交問題では、モントリオール条約に加盟しております。それから旅券でございますけれども、当時もやはり旅券が問題になりまして、改修していく、あるいは偽造していくというような旅券を新たに発給いたしまして、現在ではかなり偽造していくものになつております。また警察関係で申し上げます

と、ICPO、国際刑事警察機構でございますけれども、この機構を通じまして海外からの犯人なればいしはそういう連中の強制送還などを現実に得ておられます。もちろんその間の国際情勢なりあるにいたしましても、多かれ少なかれわれわれは手をつけておつた、このよくなことがござります。

したがいまして、四十八年以来、程度の差は若干あるにいたしましても、多かれ少なかれわれわれたということは、これは申し述べるまでもございませんけれども、その点につきましては、今回の事件を契機といつてしまして深く反省し、そしてこ

ういう問題を取り上げていきたい、かのように考えておる次第でござります。

○瀬戸山国務大臣 四十八年に御承知の先ほどお話しのよくな対策を決めております。そういうことについてかくかくしかじかのことと実施してお

りましたということをいま官房から御説明申し上げたわけであります。率直に申し上げてそれが着実に行われておらなかつた面があるし、また対

策自身も足らないところがあつたと反省をいたし

ております。たとえば航空機乗組みのチェックなどといふのは最近ほとんどずんになつてお

ります。このようにいろいろの説がございまして、い

ずれとも断定するといいますか、確認できないの

がだいまの現状でございます。

○斎藤実委員 確認できないということで、こ

れはこれ以上はやめますが、次に、報道によりま

すと、日航機ハイジャック事件で人質救出のため

に超実定法的措置として東京拘置所から釈放され

た奥平純三ら六人に対して、刑期を終えた一般の

釈放者の場合と同様の作業賞与金と領置金、死傷病手当金を交付した。その総額は五十六万九千百円で、そのうち十六万八千五百円を釈放犯四人が

国外へ持ち出したと言われているわけですが、これは事実ですか。

○石原(一)政府委員 金額についてはお尋ねあり

ましたらまた詳しく申し上げますが、やや違う点

もござりますが、おおよそにおきましては斎藤委員御指摘のとおりでございます。

○斎藤実委員 私は、この種の金は、監獄法の

規定では刑期を終えた一般の釈放者に対する交付

する法のたてまえと思うわけです。今回の釈

は現在アルジェリアにいるのか、あるいはどこにいるのか、掌握をしていなければ伺いたいと思います。

○三井政府委員 そういう点、捜査上大変重要な

ことでございますけれども、ただ今までのところでは、いるのかいないのか、つまり出たのかどう

かまだはつきり確認できない状況でございま

す。

○斎藤実委員 次に質問しますが、犯人が要求

をした身のしる金についてお伺いをいたします。

この身のしる金六百万ドルの行方についてはい

ろいろ風聞をされておりまして、この六百万ドル

が全額アルジェに持ち込まれたとか、あるいは犯

人がアルジェから出た場合に持つていったとか、

いろいろ風聞されておりますが、この六百万ドル

について行方はどうなつておるのかお伺いたいと

思います。

○三井政府委員 その点につきましても関心を持

つて情報等に注意をいたしておりますが、いまお

っしゃるようにいろいろの説がございまして、い

ずれとも断定するといいますか、確認できないの

がだいまの現状でございます。

○斎藤実委員 確認できないということで、こ

れはこれ以上はやめますが、次に、報道によりま

すと、日航機ハイジャック事件で人質救出のため

に超実定法的措置として東京拘置所から釈放され

た奥平純三ら六人に対して、刑期を終えた一般の

釈放者の場合と同様の作業賞与金と領置金、死傷

病手当金を交付した。その総額は五十六万九千百

円で、そのうち十六万八千五百円を釈放犯四人が

国外へ持ち出したと言われているわけですが、こ

れは事実ですか。

○石原(一)政府委員 金額についてはお尋ねあり

ましたらまた詳しく申し上げますが、やや違う点

もござりますが、おおよそにおきましては斎藤委員御指摘のとおりでございます。

○斎藤実委員 私は、この種の金は、監獄法の

規定では刑期を終えた一般の釈放者に対する交付

する法のたてまえと思うわけです。今回の釈

放犯六人は、超実定法的措置であつて刑期を終

えた一般の釈放者と違うにもかかわらず、なぜこう

いう措置をとつたのか、余りにも国民が納得でき

ない措置ではないか。これは俗に言う釈放犯に追

い銭と批判されても仕方がないと思うわけです

が、大臣いかがですか。

○石原(一)政府委員 御指摘のように、今回の措

置は超実定法的措置でございまして、いろいろ新

しいことも出まして、いろいろ悩みながら決断、指示したこととも多々あつたのでございますが、そ

れもその一つでございます。

まず、確かに釈放の場合に出すということにな

つて、その釈放は満期釈放だけに実はとどま

りませんで、仮釈放の場合あるいは病氣で執行停

止の場合等にもかような金員を本人に渡すことになつてているわけでございます。

○石原(一)政府委員 ところで本件の場合には、超実定法的措置とは

いいながら、法務大臣から矯正局長たる私が釈放

の御命令があり、私から拘置所に釈放を指示した

関係でございまして、その関係におきましては通

常の釈放と同じでございます。

そのほか、実はこれはおしかりを受けるかもし

れませんが、六百万ドル出たということと比べま

すと少額であったというふうに頭の中にあります

たことは、これは否めない点でございます。

それからさらには、いまのは金の問題でございま

すが、出しますときにたまたま着物の問題等もあ

るわけでござります。釈放された者の名前を挙げ

ることは差し控えさせていただきますが、中には

非常に金がなくて、下着から上着まで全部剥が

り出しますと、これには病人が二人おりま

すが、出しますときにたまたま着物の問題等もあ

るわけでござります。これまでも取

り上げるわけにいかないという点が一つございま

した。それからなお、その中に病人が二人おりま

すが、出しますときにたまたま着物の問題等もあ

るわけでござります。これまでも取

り上げるわけにいかないという点が一つございま

した。それからなお、その中に病人が二人おりま

すが、出しますときにたまたま着物の問題等もあ

るわけでござります。これまでも取

り上げるわけにいかないという点が一つございま

した。それからなお、その中に病人が二人おりま

すが、出しますときにたまたま着物の問題等もあ

るわけでござります。これまでも取

り上げるわけにいかないという点が一つございま

した。それからなお、その中に病人が二人おりま

すが、出しますときにたまたま着物の問題等もあ

で、四十万円近くは国に残させました。これはでございますが、このときの気持ちは、少しでも家族、親族への金を残すことによりまして、外国に出た場合に再び非行に出ることを阻止する心理的な契機になりはしないかという点がございました。

それからなお領置金でございますが、これは本人の預かり金でございまして、これまで取り上げてしまふということは非常にむずかしい事情にあるわけでございます。しかしながら確かに、どうぼうに追い銭という言葉で新聞にも出まして、私としても非常に痛いわけでございますが、仮に領置金でございましても、もしその釈放する前に、十六億円といかなくとも、百万円でも差し入れがあったら、それまでも持たしてやらなければいかぬか、そういうことになりますれば、犯人に對する資金援助ということにもなりかねませんので、今後の問題といったしましては逃走の場合と同様に取り扱いまして、かような措置は二度といひませんつもりでございます。

○斎藤(実)委員 私の言っているのは、相手は殺人犯ですよ、いかに超実定法的措置といえども、これは一般の釈放者と違うわけでございまして、いま金額の多少ということが出ましたけれども、これは国民感情からすれば絶対に納得できない問題でございまして、大臣からひとつ所見を伺いたい。

○瀬戸山國務大臣 いま石原矯正局長からその当時の状況、あらましを御答弁いたしました。いわゆる超実定法的措置ということで、あの当時はまさに関係者みんなが涙をのんでやつたといひますので、大臣からひとと所見を伺いたい。

○斎藤(実)委員 伝えられるところによりますと、成田空港は年度内に開港されるという新聞報

道もされておりますが、当然要求されるハイジャック防止対策についても、これは対策を講じなければならないと思うわけでございます。したがつて、空港の検査機器の設備状況あるいは警察官の警備体制、当然これは必要なわけでございますが、具体的にどういうふうに進められておるのか、伺いたいと思います。

○田村國務大臣 当然ハイジャック防止のために万全を期しておるつもりでございます。参考までにちょっと数字を申し上げます。現在では監視用テレビ十七カ所、新型金属探知器八台、エックス線透視検査装置八台であります。しかしながら、ああいう事件が起りまして、完璧を期しておるつもりであつてもなお至らざる点がないかというので、いま総点検をさせております。そういうことでありますので、若干世間様からごらんになればむだなような印象を与えるかもしれませんのが、より一層の強化を図るように指示をいたしてござります。

○斎藤(実)委員 以上で質問を終わります。

○上村委員長 次に、藪仲議事局長。

○藪仲委員 私は先般の日航機乗っ取り事件につきまして法務大臣に伺いたいわけでございます。この基本的な問題を伺いたいと思うのですが、これも私は今後かくあらねばならないというような意味合いを初めてお伺いしたいと思います。

法務大臣はさきに行われました予算委員会での答弁の中で、これは正確を期すために一部読み上げますけれども——これは決してそれを取り上げて云々ではなくして、ここに大臣の言わんとする

これを踏まえて、今回のただいま議題になりましたが、から法秩序のもとに国民生活が守られており、あるから法秩序、法体系の維持が非常に大事なんだ、これを崩してはならぬという趣旨の御答弁をなさつておるわけであります。

これを踏まえて、今回のただいま議題になりましたが、から法秩序、法体系の維持が非常に大事なんだ、これを崩してはならぬという趣旨の御答弁をなさつておるわけであります。

これを踏まえて、今回のただいま議題になりましたが、から法秩序、法体系の維持が非常に大事なんだ、これを崩してはならぬという趣旨の御答弁をなさつておるわけであります。

○藪仲委員 そこで、もう一つさらに重ねて確認をしたいのですが、もしあこの人命尊重という大義名分の前に、行政が明文化してないわゆる超実定法、実定法に基づかない行為ができる、こういうことが現に行われたわけです。これは私は、

法に基づかない行為はあってはならない、行政のるべき行為というのには必ず法に基づいて行われなければならないという厳格な、そういうものでなければならぬというのです。特にそういうことが、行政の判断あるいは行動の基準に法があつたが、行政の判断あるいは行動の基準に法があつてこそ法治国家は保たれるとと思うのです。それが最も大事なことは、法に基づいて法を正しく施行する責任があつて、ということは逆に言うならば法に基づかない行為はあつてはならない、行政のるべき行為というのには必ず法に基づいて行われなければならないという厳格な、そういうものでなければならぬというのです。特にそういうことが、行政の判断あるいは行動の基準に法があつたが、行政の判断あるいは行動の基準に法があつてこそ法治国家は保たれるとと思うのです。それが最も大事なことは、法に基づいて法を正しく施行する責任があつて、ということは逆に言うならば法に基づかない行為はあつてはならない、行政のるべき行為というのには必ず法に基づいて行われなければならないという厳格な、そういうものでなければならぬというのです。特にそういうことが、行政の判断あるいは行動の基準に法があつたが、行政の判断あるいは行動の基準に法があつてこそ法治国家は保たれるとと思うのです。それが最も大事なことは、法に基づいて法を正しく施行する責任があつて、ということは逆に言うならば法に基づかない行為はあつてはならない、行政のるべき行為というのには必ず法に基づいて行われなければならないという厳格な、そういうものでなければならぬというのです。特にそういうことが、行政の判断あるいは行動の基準に法があつたが、行政の判断あるいは行動の基準に法があつてこそ法治国家は保たれるとと思うのです。それが最も大事なことは、法に基づいて法を正しく施行する責任があつて、

法に基づかない行為はあつてはならない、行政のるべき行為というのには必ず法に基づいて行われなければならないという厳格な、そういうものでなければならぬというのです。特にそういうことが、行政の判断あるいは行動の基準に法があつたが、行政の判断あるいは行動の基準に法があつてこそ法治国家は保たれるとと思うのです。それが最も大事なことは、法に基づいて法を正しく施行する責任があつて、

法に基づかない行為はあつてはならない、行政のるべき行為というのには必ず法に基づいて行われなければならないという厳格な、そういうもので

なければならない」ところがある。端的に申し上げますと、今度のような事件はまさにそ

れに当たる一つであろうと私は考えております。

憲法に従つて人命を尊重し、人間の平和と安全と

自由を図りながら生活を豊かにする、これが憲法

その他の法律の目的であろうと思いますが、実定

法だけではどうしても処理ができない、しかも百

五十数人の乗客、乗員を含めて何とか人命を助けなければならぬ、こういうことは定めてあります。

それで、だらぬ。そういうことは定めてあります。

それから、さて実定法ではどうにもならない。し

かしそういう多数の人命を何とか助けるために

は、この際、残念だけれども、やむを得ず涙をの

んで犯人の要求を聞かなければならぬ。しかし

それも憲法に定めておる最高の人命を助ける、こ

ういうことには憲法はこれを了解してくれるだろ

う、こういうことだということで、私どもは超実

定法的措置で憲法の範囲内において行つた、そ

ういう参考を申し上げておるわけであります。

○藪仲委員 そこで、もう一つさらに重ねて確認

をしたいのですが、もしあこの人命尊重という大

義名分の前に、行政が明文化してないわゆる

超実定法、実定法に基づかない行為ができる、こ

ういうことが現に行われたわけです。これは私、

非常に危険だと思うのです。というのは、今回

のようないいハヤジャック、しかもそれが事なきを得

て終わつたからいいですけれども、これがもし仮

に、行政が独自の判断で行つた行為が国際紛

争、二国間の紛争を誘発したというようなことに

なれば、これはいま言われたような御答弁あるい

はお考えの範囲を超えて一億一千万の命を尊重

という立場が破壊されるかどうかという危険性を

はらんでおるわけですね。

・そうなつてきますと、私は、こういう行為が今

後なされないために必要最小限の条件があるのじ

やないかと思うのです。

一つは、やはり議会制民主主義といいますか、

国民のコンセンサスを得るということが行政政府として当然あるべきだ。しかしあのときは異常事態、緊張事態で時間がなかつたと、こうおっしゃりたいと思う。でも、ならば少なくとも国会の理解を求めるとか、こういう声が一つあつてもよかつたのじゃないか。あるいは今度は、いわゆる司法上の手続になじまないという御答弁やそういうお考え、私はよく理解できます。でも、司法になじまない問題であつても、これは一国の法秩序の根底、法治国家の根底にかかる問題だと思うのです。であるならば、法を守るという立場で司法当局の見解を聞く必要はなかつたか。

権云々とありましたが、これも一つの考え方でござりますけれども、先ほど来申し上げておりますように緊急の事態でありますし、裁判所に云々という法律がありませんが、やはりこういういわゆる憲法のもとで行政府が全責任を持つてやる、裁判所にかかわらないで全責任を持つてやるという立場でやったわけでございます。

お考え 私はよく理解できます。でも、司法になじまない問題であっても、これは一国の法秩序の根底、法治国家の根柢にかかわる問題だと思うのです。あるならば、法を守るという立場で司法当局の見解を聞く必要はなかつたか。

もう一つは、少なくとも確かに検察官の拘束下にあるということはわかります。でも、裁判といふ司法上の手続を経て収監されている人の釈放などですから、こうなつてくれれば、やはり司法上の拘束下にある者を釈放するということは、法体系、法秩序を守る上にやはり必要最小限の手続として国民のコンセンサスを得る何らかの手段と、国会との連携ないしは司法当局の見解に基づいた判断というもののがなければ、行政が暴走しないとは言えないのではないか。そういう意味で法務大臣の明確な今後のお考えを伺いたい。

○瀬戸山国務大臣 おっしゃるとおり、超実定法的措置をとる、そういう観念論でもやみにやられたら大変なことになるわけでござります。そこの一番根本は、今度の措置もそういう考え方で政府のはやつたと私は了解いたしておりますが、やはり国民全体といいますか、国民の大多数の考え方といいましょうか気持ちといいましょうか、それをくるんでやるべきであること、これは当然のことでありまして、ただ少数の、国政をあずかつておる政府が独断で超実定法だから何でもできるという考え方を起ついたら、これはもう国家というのは大変なことになるわけでございますから、慎重にも慎重に重を期して。まあ、あの場合は国民のおおよそをえを期待しておる、こういう考え方で処置をした、こういうふうに考えておりますが、いまおっしゃるように、ただこれは裁判所に云々、司法

たた、いまおっしゃったように国会の話がありました。しかし、そういう時間的余裕があります場合に、私は国民の代表としての国会の意思といいますか、少なくとも各党のお考えぐらいは聞いてやるのが非常にベターである、かのように考えます。今度の西ドイツの処置なんかも非常に参考になります。ただ今度の場合は、先ほども申し上げましたが、数千キロ離れて転々としておる。日本の手の及ばないところで、御承知のような非常に緊迫した状態であった。それほどの余裕、心の余裕がなかったということも了解しますが、やはりいまおっしゃったように、問題は、政府が超実定法的措置をとるというのもおおよそ憲法の範囲内で、法律に定めてないけれども、こういう措置をとつて多数の人命を助けるということについては、國民の大方に了解してもらつておるだろう。こういう前提でありますから、いまおっしゃったように、時間の余裕があればできるだけ国会の各方面に意見を聞くという、今後はぜひそうありたい、かように考えております。

○藪仲委員 では、もう一つ。いま論争の中に、人命尊重か法秩序を守るかという二者択一論があるわけですが、恐らく大臣が何とお答えになるか、じくも憲法の範囲内とおつしやつた。では、率直に聞きますけれども、今回の行為は憲法を守つたのか、それとも憲法に違反する行為であったか。こう聞けば、恐らく大臣が何とお答えになるか、大体想像がつくわけでござりますけれども、こういうことであるならば、私はむしろ法を厳格に守つた、法秩序を守つた。その法秩序を守る精神に立てば、人命を尊重しなければならない。憲法の立場からいふと、大精神で言うならば、人命尊重であ

うのでございますが、この辺の御見解と同時に、たとえば人命救助という大義名分で許される超実定法ということはあるわけですけれども、仮に私が一人の瀕死の重傷の人を病院へ運ぼうとしてスピード違反をした。この場合、自分なりに超実定法的行為だ。これは私は後で交通法規上の訴追を受けて、あなたの行為は人命救助の上やむを得なかつたと免責される可能性はあると思うのですね。いまの刑法で免責していただけるかも知れない。しかし、やはりそこに、法を破つたことに 대하여訴追という行為があるわけですね。しかし、現閣僚が超実定法として法を超えたというのか、法にないことを行つたというのか、やつたときに、訴追も受けずに免責されておるという、この事実があるわけですけれども、これは行政府がやるときには免責、個人がやれば法の訴追を受けた上で免責、こうなるのか。この辺の点もやはり超実定法ということが拡大解釈されて、いろいろな立場で言われ出したら、これはえらいことになるのではないか。そういう意味を込めて、私は先ほど来やはり行政府が独自の判断だけではなくしてきちっとした歯どめはやはり今後あつていただきたい、こう思うわけでございます。

時間がありませんから、御答弁はまとめてお願ひいたします。

運輸省当局の防止対策でもダブルチェックといふものが水際作戦の眼目になつてゐるわけです。私もこの目で見ようと思いまして羽田空港へ行ってまいりました。現場でダブルチェックをどういうふうにやつていると言つたら、一日一便やりました、今回まで二回やりました、第一回目は十人

うのでござりますが、この辺の御見解と同時に、たとえば人命救助という大義名分で許される超裏法定法ということはあるわけですけれども、仮に私が一人の瀕死の重傷の人を病院へ運ぼうとしてスピード違反をした。この場合、自分なりに超裏法定法的行為だ。これは私は後で交通法規上の訴追を受け、あなたの行為は人命救助の上やむを得なかつたと免責される可能性はあると思うのですね。いまの刑法で免責していただけるかも知れない。しかし、やはりそこに、法を破つたことに對して訴追という行為があるわけですね。しかし、現閣僚が超裏法定法として法を超えたというのか、法ないことを行つたというのか、やつたときに、訴追も受けずに免責されておるという、この事実があるわけですから、これは行政府がやるときには免責、個人がやれば法の訴追を受けた上で免責、こうなるのか。この辺の点もやはり超裏法定法ということが拡大解釈されて、いろいろな立場で言われ出したら、これはえらいことになるのではないか。そういう意味を込めて、私は先ほど来やはり行政府が独自の判断だけではなくしてきちつとした歯どめはやはり今後あつていただきたい、こう思うわけでござります。

ックというものは非常に時間的な問題、制約がございまして、いまの運航体系そのものを変えなければならないのではないか。搭乗手続の時間等ももつと考えなければならぬのではないか。しかかも、これは日本の羽田空港だけならないですけれども、さつきおっしゃったように三十五空港——先ほど来余りはかばかしい進捗がございませんが、各お国柄もありましてダブルチェックをやらないという国も出てくる。そうなってくると、私はおっしゃっている問題は非常に考え直さなければいけないのではないか。特にエックス線とか金属探知器のことをおっしゃいますが、私も現にあります。中を通してみました。同僚議員も通りました。精度をここで云々することは好ましいことではありませんけれども、必ずしも絶対的なものだといふ考えは、私と同行した同僚議員も、これはちょっと、と思うことが、自分が通つてみて、あのエックス線の監視装置を見てみて危険を感じるわけですね。そこにまた、受託荷物についていわゆる探知器でやっている会社というのは半分しかありませんね。あとはノーチェックでみんな飛行機に積まれる。それは日航の場合、やっているからと言えばそうかもしれませんけれども、持つていてる荷物があるわけですから、ハイジャッカーが中にいて、彼らは決死の覚悟ですから、自分もろともどういう気持ちになれば何が起るかわからない。そういうことを考えたときに、やはり現在のダブルチェックあるいは金属探知器、エックス線という問題について、もう少し新しい方向性というものをお測試いただかなければならぬのではないか。この点が一つ。

の要員で、飛行機の出発が一時間おくれました、二回目は四十分前後おくれております、乗客の皆さんに大変御迷惑をおかけしておる。では、要員を二十人ふやしたら時間が半分になるのか。その可能性はございません。先ほど大臣は日航には厳格におやりになるとおっしゃいましたけれども、現場に行ってまいりますと、このダブルチエ

東京条約等の三条約でございますが、未加盟国がございますが、これに對して強く働きかけることが大事だと思うのでございますが、この働きかけについてどうなのか。

もう一点は、先ほどのお話の中の十七空港が非常に危険である、特に今度話題になりましたボンベイ、警察力が強化されたというものの日航のダブルチェックはできません。こうなつてまいりますと、あの事件以降寄港する三十五空港の安全度については果たして現在どの程度強化されたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上でございます。最初に法務大臣の方か

○瀬戸山国務大臣　今度の政府のとりました措置は、いわゆる超実定法的措置と言つておりますが、憲法の求める範囲でやつた、したがつて、いわゆる憲法を無視して、憲法以上の行政的な措置をとつた、こういうふうには考えておりません。また、さようなことはあつてはならないことでござる……。

ただ、申し上げるまでもなく憲法が人権を定め、あるいは行政、司法、立法、こういう条章を定め、原則を定めておりますが、これはすべて人間社会、わが国でいいますと日本国民全体の生命を基本にしてやっておるわけでございます。それが平和で安全で自由な生活を営むことができるようなことを願つておるわけでございます。したがつて、その諸原則に基づいて刑法があり、あるいは裁判が行われておる。今度の場合には一部裁判の結果を破壊したことになつておる。既決の囚人を出さざるを得なかつた。また、一部犯罪者を起訴しておつて、これが裁判にかかるつておつた、これも刑法の目的を破壊したことになります。こういう意味において実定法を一部破つておる、これは憲法の期待するところではありません。でありますから、もしこういうことが繰り返されていきますと、刑法によって治安を維持し、平和を保ち、国民の平和的生活を守ろうということが根底から崩れてくる。しかも裁判の結果が暴力によつて無

にされるということになり、ころであります。したが
續り返していくことは、将
状況がありますから慎重に
なりませんが、こういうこ
と、憲法が期待しておるい
ものは崩れてしまう、そう
考へて、したがつて全力を
起こつたときに重大な決意
るという決意をしなければ
えておるわけでござります
○田村国務大臣 羽田にお
きは、あれは実は外國で
場合にどうすればよいかと
ざいました。御承知と思
そこで、計器の精度の問
ましたが、たとえば金屬探
お話し申し上げますと、非
円玉でも逃がしません。け

變なことだというので、検
て、ある程度のところで精
おるというようなことだとそ
うことでありまして、これ
もされますと、いま少しく
うことは可能でもあり、ま
存じますが、いまのところ
いく場合に、大がかりなハ
うな危険物を持ち込むこと
うような状況だと存じます
検査を必要としますから、
てございます。

港しております三十五度をコントロールして査定等をふやしまし
うであります。そういうことで羽田と成田が分離で精度を上げていくとい
た必要でもあろうかと日本での飛行場から出てイジャックに通じるよ
はほとんど不可能といいます。しかし、なお厳格な
その点は十分に指示し

空港と安全検査体制の
であると思ひますので
きたいと思ひます。
それから先ほどの、
うな働きかけをしてお
いますけれども、国連
それからハイジャック
しまして、十一月三日
す。それから I C A O
しました。ハイジャッ
加盟の促進、それから
ックの防止対策の検討
ゆるシカゴ条約ですわ
附属書の改正等につい
の理事会は十一月十四
止問題について討議さ
ます。もちろんわが國
の強化等について強く
す。

港の安全検査体制の強化から現地空港当局の実施とか、それから保安要員といいますか配置等に関しまして、るところでございます。外交ルートにも乗つゝはい姿勢でもあるものとの御報告申し上げて、○藪仲委員 以上で○上村委員長 次に、○加藤(万)委員 先ほどの質問がありましたが、少し質問をしてみたい。一つは、今度の改正まして、私は、地方行政の防止のためには予防措をすべきではないか、

運輸省は外國にどういううるのかといふ御質問でござるが、総会でハイジャック非難と、防止措置の決議を提案いたしました。これは緊急理事会を要請いたしました。ICAOにおけるハイジャック、国際民間航空条約、いわば、それから安全保障の第七条として主張いたしました。この日から再度ハイジャック防護を講ずることに予定をされておりまして、後でまたごらんをいただけたら幸いです。

化を図りますために、日本国空港等に対しダブルチエック等を実施するため、セキュリティーオフィサー、検査要員といいますか、その協力方を要請をさせていただきます。もちろんこれからいろいろな外務省に御協力を頼つて、聞いていきたい。とにかく厳しく題と取り組んでおりますことをおきます。
おわります。

あるとか空港の整備の条件であるとか、あるいは
国際刑事警察機構との協力関係に必要な国内法の
整備であるとか、こういう点が重要なではないかと
いう質問をいたしました。自治大臣も、おおむね
そういう方向で政府側も検討を加えておるという
お話をございました。ところが、拝見をいたしま
した今度の改正法案の限りにおいては、大変重
罰、刑罰強化——旅券問題が後に刺身のつまによ
うな形でついているというような感じを率直に言
つて受けざるを得ないのであります。

過般法務委員会で法務大臣は、この法案に関連
しての質問であろうと思いますが、まだ議事録が
手元に入つておりますから、新聞の報道でうか
がい知る以外はないわけありますけれども、刑
事訴訟法の改正問題に絡んで——先ほどわが坂本
委員は、弁護人の選任の省略問題を質問をいたし
ました。この問題に対しても答えるが出ております
が、同時に、その委員会であろうと思ひますけれ
ども、このハイジャックに特別法をつくって死刑

講会に大臣は諮詢をしたい、こういう報道がなされておりますが、法務大臣にこの間の経過をお聞かせをしたいというふうに思います。

○瀬戸山国務大臣 おっしゃるよう、ハイジャック等でいう犯罪の予防といいますか、これは刑事罰だけで賄えるものではないと思ひます。その点、一般的の犯罪もさようだと思ひます。特にこういう場合には、あらゆる手段を講じて起こらないようにする、あるいはすでに起こした犯人をどこかで何とかして捕捉する、これが一番最良の方法で、こうすることもあらゆる観点からやつておるわけでございますが、やはりこういう犯罪に対しては一般予防といいますか、刑罰はおおよそそういう面があるわけでござりますが、予防の觀点からそれに対する刑罰を定めなければならぬ。そこで、いま死刑のお話がありましたが、一つの犯罪の類型を決めます場合に、それが一般予防あるいは起こった事件に対する責任の立場から、どのくらいの刑を決めるかということはこれは非

常にむずかしい問題だと思います。これを特別にかくあるべしといつた基準のものは、確たるものはないと思います。いかにしてこの刑罰によつて社会の安全を図り得るかという点と、その起つた犯罪に対する犯人の社会的責任あるいは道義的責任、これを問うのにどのくらいあればいいかということと、多くの犯罪の軽重を比べ、社会に対する害悪の軽重を比べて、それとの権衡をとつて決める、

〔上村委員長退席、羽田野委員長代理着席〕

こういうことが大体立法政策だと思ひます。このハイジャック事件については、人質等について死に至らしめた場合、他人の命を絶つようなことがあつた場合、これは現在現行法で死刑の重刑を科するようになつておるわけでござります。その他は現在死刑を科せないことにしている。

今度の改正は、そこに至らないもの、他人に対する犯罪を規定しておるわけでございますが、その量刑についていろいろ意見があるわけでございます。きわめて深刻な犯罪状況を見ると、これは死刑に値するんだという意見もあるわけでござります。それにも一つの理由があると私は思ひます。それは人の命を絶つ場合と、命を絶たれるよりも、それは無謀だということに私はならないと思う。これは人の命を絶つ場合と、命を絶たれるよりも、他人に対する非常な苦痛を与える場合もあり得るわけでござりますから、そういう御意見を射殺したことに対する是非、どちらかと言えば射殺行為に対し、人質を完全に確保した面を称賛する声も実は多かつたように私はうかがつておるわけです。ところが、これが一方で、西ドイツでは死刑という刑罰がないわけでありますから、西ドイツの国民の側から言うならば、そこに甘え込んでいる犯人に對してはという国民感情があつたのではないかというように推定をされるわけです。

わが国の場合に、仮に大臣がおっしゃるようになります。死刑は人命を絶つことであります。最重の科刑でござります。でありますから、慎重の上に慎重を期さなければならない。しかも近代刑法の流れを見ますと、できるだけ死刑は少なくしなければならぬという傾向にあります。人の命を絶つたというようなとき、そのほかの場合もありま

すけれども、原則としてそういう場合に死刑が想定されておる。こういう状況を見まして、これは慎重の上に慎重を期さなければならぬということによって社会の安全を図り得るかという点と、その起つた犯罪に対する犯人の社会的責任あるいは道義的責任、これを問うのにどのくらいあればいいかということと、多くの犯罪の軽重を比べ、社会に対する害悪の軽重を比べて、それとの権衡をとつて決める、

〔羽田野委員長代理退席、上村委員長着席〕

こういうことも想定されるわけでありますから、そういうものがいかなるものであるか、できるだけ厳格なしほり方をして、あり得るすれば、やはりそれを規定しておく必要がある、こういうことで、成案ができましたら法制審議会の学者、専門家等の審議をいただいて意見を聞いて、もしそれができれば提案をしよう、これが現在のところでござります。

○加藤(万)委員 非常に重要な問題だらうと思うのです。大臣御承知のように、西ドイツの場合に死刑がございません。今度ルフトハンザの事件とわが国のハイジャック事件、日航事件とが対比をされまして、その中の一つとして、西ドイツが犯されまして、その中の一つとして、西ドイツが犯殺をする。いわゆるハイジャックその行為は、すでに射殺に値する犯罪行為であるというように第一線の現場警察官が思つたときに、仮にそれがハイジャックでなくバスジャックのような単純な動機、あるいはかつて金嬉老事件というものがございました。これは、いわば朝鮮人に對する差別という、その反抗あるいは抵抗、レジスタンスというような政治的な、精神的な背景も実はあった事件ですけれども、この場合でも、人質になつた人間に対する苦痛というものは死に値するぐらいの犯罪であると第一線警察官が判断をし、これを射殺する中で生まれてくる可能性、あるいはそういう判断をする可能性を秘めているのではないかと

いうふうに思ひます。私は一番心配をいたしますのは、この赤軍によるハイジャックのような場合、あるいはいま言いましたような単純な犯罪行為としてシーシャックなりバスジャックなりする、そういう犯人を説得する動機、条件といふに死に至らしめるような、いわゆる強盗による死に至らしめる場合は刑法二百四十条で死刑になりますが、これ以上の苦痛があつた場合に、この場合にも死刑を想定する、あるいはそう

ように思ひます。そこで私は、そういう意味ではきわめて重要な法判断をしておるわけでござります。ただししかし、犯罪の形態といふものはいろいろありますから、他人の生命を絶つような事実はなかつたけれども、死つ以上の苦痛を与える場合もあり得る、

すけれども、原則としてそういう場合に死刑が想定されておる。こういう状況を見まして、これは

ある西ドイツの条件とわが国の条件との違いといふことを実は非常に心配をするわけであります

が、この辺の見解としてはいかがお考へでござい

ましようか。

○瀬戸山国務大臣 日本の警察官の問題について

は、警察長官見えておりますから、そちらからの

お答えがいいかと思いますが、いかがでござい

か、私は日本の警察官ぐらう慎重の上にも慎重で

対処される國は世界じゅう探してもないのじやな

いかと見ております。

先ほど長崎のバスジャックのお話が出ました

が、三十人近くがバスの中に男女込めて入つてお

り、相手が銃器を持つて乱射してくるときには、これに応戦するのは私はやむを得ないことだと思います。やはり人を助けるために警察は一生懸命やっておるのですから、それに不法に銃を持つて向かってくるというときに、何とか言葉で言つておる、そんな余裕は私はないと思います。しかし、あらゆるああいう場合を見ておりますと、これはそれを奨励するとかなんとかいうことじゃありませんけれども、日本の警察官ぐらう自重して、相手が銃器を持つて乱射してくるときには、これに応戦するのは私はやむを得ないことだと思います。やはり人を助けるために警察は一生懸命やっておるのですから、それに不法に銃を持つて向かってくるというときに、何とか言葉で言つておる、そんな余裕は私はないと思います。しかし、あらゆるああいう場合を見ておりますと、これはそれを奨励するとかなんとかいうことじゃありませんけれども、日本の警察官ぐらう自重して、相手が銃器を持つて乱射してくるときには、これに応戦するのは私はやむを得ないことだと思います。やはり人を助けるために警察は一生懸命やっておるのですから、それに不法に銃を持つて向かってくるというときに、何とか言葉で言つておる、そんな余裕は私はないと思います。しかし、あらゆるああいう場合を見ておりますと、これはそれを奨励するとかなんとかいうことじゃありませんけれども、日本の警察官ぐらう自重して、相手が銃器を持つて乱射してくるときには、これに応戦するのは私はやむを得ないことだと思います。やはり人を助けるために警察は一生懸命やっておるのですから、それに不法に銃を持つて向かってくるというときに、何とか言葉で言つておる、そんな余裕は私はないと思います。しかし、あらゆるああいう場合を見ておりますと、これはそれを奨励するとかなんとかいうことじゃありませんけれども、日本の警察官ぐらう自重して、相手が銃器を持つて乱射してくるときには、これに応戦するのは私はやむを得ないことだと思います。やはり人を助けるために警察は一生懸命やっておるのですから、それに不法に銃を持つて向かってくるというときに、何とか言葉で言つておる、そんな余裕は私はないと思います。しかし、あらゆるああいう場合を見ておりますと、これはそれを奨励するとかなんとかいうことじゃ

うものがあるにもかかわらず先行して射殺行為に及ぶ、こういう条件が生まれてきはしないかといふことを実は非常に心配をするわけであります

が、この辺の見解としてはいかがお考へでござい

ましようか。

○小川国務大臣 警察官の拳銃使用につきましては、警察官職務執行法の七条におきまして、きわめて厳格にその要件が規定されておるわけでございます。また実際の犯人の逮捕に際しましても、あくまで限り犯人に危害を加えないということを基

本方針にいたしておるわけでござります。この基

を求めてくる。そういうことになりますと、前段

にいるものを置き去りにしたまま、國民の中間に問題

が持ち込まれる可能性が実はあるわけでして、私は、そういう意味ではきわめて重要な法判断をすべき提案内容あるいは諮問内容ではないかといふ

ように思ひます。

そこで私は、そういうようにハイジャックといふものに對しては、苦痛を与え、それは死刑に値する罪状を持つのだ、あるいはそういうものすら

想定をされるのだという大臣の発言が、実は第一

線現場における警察官にそのまま意思反映をしないだろうか、これを実は大変憂えているわけでござります。

○瀬戸山国務大臣 日本の警察官の問題について

は、警察長官見えておりますから、そちらからの

お答えがいいかと思いますが、いかがでござい

か、私は日本の警察官ぐらう慎重の上にも慎重で

対処される國は世界じゅう探しでもないのじやな

いかと見ております。

先ほど長崎のバスジャックのお話が出ました

が、三十人近くがバスの中に男女込めて入つてお

り、相手が銃器を持つて乱射してくるときには、これに応戦るのは私はやむを得ないことだと思います。やはり人を助けるために警察は一生懸命やっておるのですから、それに不法に銃を持つて向かってくるというときに、何とか言葉で言つておる、そんな余裕は私はないと思います。しかし、あらゆるああいう場合を見ておりますと、これはそれを奨励するとかなんとかいうことじゃ

うものがあるにもかかわらず先行して射殺行為に及ぶ、こういう条件が生まれてきはしないかといふことを実は非常に心配をするわけであります

が、この辺の見解としてはいかがお考へでござい

ましようか。

○小川国務大臣 警察官の拳銃使用につきましては、警察官職務執行法の七条におきまして、きわめて厳格にその要件が規定されておるわけでございます。また実際の犯人の逮捕に際しましても、あくまで限り犯人に危害を加えないということを基

本方針にいたしておるわけでござります。この基

を求めてくる。そういうことになりますと、前段

にいるものを置き去りにしたまま、國民の中間に問題

が持ち込まれる可能性が実はあるわけでして、私は、そういう意味ではきわめて重要な法判断をすべき提案内容あるいは諮問内容ではないかといふ

ように思ひます。

そこで私は、そういうようにハイジャックといふものに對しては、苦痛を与え、それは死刑に値する罪状を持つのだ、あるいはそういうものすら

想定をされるのだという大臣の発言が、実は第一

線現場における警察官にそのまま意思反映をしな

いだろうか、これを実は大変憂えているわけでござります。

○瀬戸山国務大臣 日本の警察官の問題について

は、警察長官見えておりますから、そちらからの

お答えがいいかと思いますが、いかがでござい

か、私は日本の警察官ぐらう慎重の上にも慎重で

対処される國は世界じゅう探しでもないのじやな

いかと見ております。

先ほど長崎のバスジャックのお話が出ました

が、三十人近くがバスの中に男女込めて入つてお

り、相手が銃器を持つて乱射してくるときには、これに応戦るのは私はやむを得ないことだと思います。やはり人を助けるために警察は一生懸命やっておるのですから、それに不法に銃を持つて向かってくるというときに、何とか言葉で言つておる、そんな余裕は私はないと思います。しかし、あらゆるああいう場合を見ておりますと、これはそれを奨励するとかなんとかいうことじゃ

うものがあるにもかかわらず先行して射殺行為に及ぶ、こういう条件が生まれてきはしないかといふことを実は非常に心配をするわけであります

が、この辺の見解としてはいかがお考へでござい

ましようか。

○小川国務大臣 警察官の拳銃使用につきましては、警察官職務執行法の七条におきまして、きわめて厳格にその要件が規定されておるわけでございます。また実際の犯人の逮捕に際しましても、あくまで限り犯人に危害を加えないということを基

本方針にいたしておるわけでござります。この基

を求めてくる。そういうことになりますと、前段

にいるものを置き去りにしたまま、國民の中間に問題

が持ち込まれる可能性が実はあるわけでして、私は、そういう意味ではきわめて重要な法判断をすべき提案内容あるいは諮問内容ではないかといふ

ように思ひます。

そこで私は、そういうようにハイジャックといふものに對しては、苦痛を与え、それは死刑に値する罪状を持つのだ、あるいはそういうものすら

想定をされるのだという大臣の発言が、実は第一

線現場における警察官にそのまま意思反映をしな

いだろうか、これを実は大変憂えているわけでござります。

○瀬戸山国務大臣 日本の警察官の問題について

は、警察長官見えておりますから、そちらからの

お答えがいいかと思いますが、いかがでござい

か、私は日本の警察官ぐらう慎重の上にも慎重で

対処される國は世界じゅう探しでもないのじやな

いかと見ております。

先ほど長崎のバスジャックのお話が出ました

が、三十人近くがバスの中に男女込めて入つてお

り、相手が銃器を持つて乱射してくるときには、これに応戦るのは私はやむを得ないことだと思います。やはり人を助けるために警察は一生懸命やっておるのですから、それに不法に銃を持つて向かってくるというときに、何とか言葉で言つておる、そんな余裕は私はないと思います。しかし、あらゆるああいう場合を見ておりますと、これはそれを奨励するとかなんとかいうことじゃ

うものがあるにもかかわらず先行して射殺行為に及ぶ、こういう条件が生まれてきはしないかといふことを実は非常に心配をするわけであります

が、この辺の見解としてはいかがお考へでござい

ましようか。

○小川国務大臣 警察官の拳銃使用につきましては、警察官職務執行法の七条におきまして、きわめて厳格にその要件が規定されておるわけでございます。また実際の犯人の逮捕に際しましても、あくまで限り犯人に危害を加えないということを基

本方針にいたしておるわけでござります。この基

を求めてくる。そういうことになりますと、前段

にいるものを置き去りにしたまま、國民の中間に問題

が持ち込まれる可能性が実はあるわけでして、私は、そういう意味ではきわめて重要な法判断をすべき提案内容あるいは諮問内容ではないかといふ

ように思ひます。

そこで私は、そういうようにハイジャックといふものに對しては、苦痛を与え、それは死刑に値する罪状を持つのだ、あるいはそういうものすら

想定をされるのだという大臣の発言が、実は第一

線現場における警察官にそのまま意思反映をしな

いだろうか、これを実は大変憂えているわけでござります。

○瀬戸山国務大臣 日本の警察官の問題について

は、警察長官見えておりますから、そちらからの

お答えがいいかと思いますが、いかがでござい

か、私は日本の警察官ぐらう慎重の上にも慎重で

対処される國は世界じゅう探しでもないのじやな

いかと見ております。

先ほど長崎のバスジャックのお話が出ました

が、三十人近くがバスの中に男女込めて入つてお

り、相手が銃器を持つて乱射してくるときには、これに応戦るのは私はやむを得ないことだと思います。やはり人を助けるために警察は一生懸命やっておるのですから、それに不法に銃を持つて向かってくるというときに、何とか言葉で言つておる、そんな余裕は私はないと思います。しかし、あらゆるああいう場合を見ておりますと、これはそれを奨励するとかなんとかいうことじゃ

うものがあるにもかかわらず先行して射殺行為に及ぶ、こういう条件が生まれてきはしないかといふことを実は非常に心配をするわけであります

が、この辺の見解としてはいかがお考へでござい

ましようか。

○小川国務大臣 警察官の拳銃使用につきましては、警察官職務執行法の七条におきまして、きわめて厳格にその要件が規定されておるわけでございます。また実際の犯人の逮捕に際しましても、あくまで限り犯人に危害を加えないということを基

本方針にいたしておるわけでござります。この基

を求めてくる。そういうことになりますと、前段

にいるものを置き去りにしたまま、國民の中間に問題

が持ち込まれる可能性が実はあるわけでして、私は、そういう意味ではきわめて重要な法判断をすべき提案内容あるいは諮問内容ではないかといふ

ように思ひます。

そこで私は、そういうようにハイジャックといふものに對しては、苦痛を与え、それは死刑に値する罪状を持つのだ、あるいはそういうものすら

想定をされるのだという大臣の発言が、実は第一

線現場における警察官にそのまま意思反映をしな

いだろうか、これを実は大変憂えているわけでござります。

○瀬戸山国務大臣 日本の警察官の問題について

は、警察長官見えておりますから、そちらからの

お答えがいいかと思いますが、いかがでござい

か、私は日本の警察官ぐらう慎重の上にも慎重で

対処される國は世界じゅう探しでもないのじやな

いかと見ております。

先ほど長崎のバスジャックのお話が出ました

が、三十人近くがバスの中に男女込めて入つてお

り、相手が銃器を持つて乱射してくるときには、これに応戦るのは私はやむを得ないことだと思います。やはり人を助けるために警察は一生懸命やっておるのですから、それに不法に銃を持つて向かってくるというときに、何とか言葉で言つておる、そんな余裕は私はないと思います。しかし、あらゆるああいう場合を見ておりますと、これはそれを奨励するとかなんとかいうことじゃ

うものがあるにもかかわらず先行して射殺行為に及ぶ、こういう条件が生まれてきはしないかといふことを実は非常に心配をするわけであります

が、この辺の見解としてはいかがお考へでござい

ましようか。

○小川国務大臣 警察官の拳銃使用につきましては、警察官職務執行法の七条におきまして、きわめて厳格にその要件が規定されておるわけでございます。また実際の犯人の逮捕に際しましても、あくまで限り犯人に危害を加えないということを基

本方針にいたしておるわけでござります。この基

を求めてくる。そういうことになりますと、前段

にいるものを置き去りにしたまま、國民の中間に問題

が持ち込まれる可能性が実はあるわけでして、私は、そういう意味ではきわめて重要な法判断をすべき提案内容あるいは諮問内容ではないかといふ

ように思ひます。

そこで私は、そういうようにハイジャックといふものに對しては、苦痛を与え、それは死刑に値する罪状を持つのだ、あるいはそういうものすら

想定をされるのだという大臣の発言が、実は第一

線現場における警察官にそのまま意思反映をしな

いだろうか、これを実は大変憂えているわけでござります。

○瀬戸山国務大臣 日本の警察官の問題について

は、警察長官見えておりますから、そちらからの

お答えがいいかと思いますが、いかがでござい

か、私は日本の警察官ぐらう慎重の上にも慎重で

対処される國は世界じゅう探しでもないのじやな

いかと見ております。

先ほど長崎のバスジャックのお話が出ました

が、三十人近くがバスの中に男女込めて入つてお

り、相手が銃器を持つて乱射してくるときには、これに応戦るのは私はやむを得ないことだと思います。やはり人を助けるために警察は一生懸命やっておるのですから、それに不法に銃を持つて向かってくるというときに、何とか言葉で言つておる、そんな余裕は私はないと思います。しかし、あらゆるああいう場合を見ておりますと、これはそれを奨励するとかなんとかいうことじゃ

うものがあるにもかかわらず先行して射殺行為に及ぶ、こういう条件が生まれてきはしないかといふことを実は非常に心配をするわけであります

が、この辺の見解としてはいかがお考へでござい

ましようか。

○小川国務大臣 警察官の拳銃使用につきましては、警察官職務執行法の七条におきまして、きわめて厳格にその要件が規定されておるわけでございます。また実際の犯人の逮捕に際しましても、あくまで限り犯人に危害を加えないということを基

本方針にいたしておるわけでござります。この基

を求めてくる。そういうことになりますと、前段

にいるものを置き去りにしたまま、國民の中間に問題

が持ち込まれる可能性が実はあるわけでして、私は、そういう意味ではきわめて重要な法判断をすべき提案内容あるいは諮問内容ではないかといふ

ように思ひます。

そこで私は、そういうようにハイジャックといふものに對しては、苦痛を与え、それは死刑に値する罪状を持つのだ、あるいはそういうものすら

想定をされるのだという大臣の発言が、実は第一

線現場における警察官にそのまま意思反映をしな

いだろうか、これを実は大変憂えているわけでござります。

○瀬戸山国務大臣 日本の警察官の問題について

は、警察長官見えておりますから、そちらからの

お答えがいいかと思いますが、いかがでござい

か、私は日本の警察官ぐらう慎重の上にも慎重で

対処される國は世界じゅう探しでもないのじやな

いかと見ております。

先ほど長崎のバスジャックのお話が出ました

が、三十人近くがバスの中に男女込めて入つてお

り、相手が銃器を持つて乱射してくるときには、これに応戦るのは私はやむを得ないことだと思います。やはり人を助けるために警察は一生懸命やっておるのですから、それに不法に銃を持つて向かってくるというときに、

本方針といふものは、いかなる事態が生じましても、その変更はないわけでございます。これからもそういう方針で指導、教養に努めてまいります。

○加藤(万)委員 確かに警察官の犯人射殺に対し、慎重を期しておられるることはわかります。問題は、犯人を説得するその時間、それから人質が耐え得る時間、さらにその人質が耐え得ないという段階における犯人逮捕の具体的行為、私はこの三つの絡み合いだらうと思うのです。

そこで、これは法務大臣、私はぜひ頭に入れておいていただきたいと思うのですが、瀬戸内海で

ハイジャック事件がございました。これは事件と

してはきわめて単純な犯罪行為。私はあれをすつ

とテレビで実は見ておりまして、当時こういう実

感を持ったのです。あの青年が船の上に顔を出し

ました。そこをライフル銃で射撃をして、きょう

ある雑誌を読みましたら大変きれいな言葉でこの

辺が並べてありましたけれども、何が何だかわか

らないうちにとにかく青年が崩れ落ちるようにし

て倒れていった、この瞬間に、片っ方でライフル

銃を構えて、してやつたりという警官、このテレ

ビの画面が映つたときに国民の側の感情からいき

ますと、ここで犯人が実は入れかわつてしまつ

る確かにいまでは憎むべき犯罪者、私もそう思

ます。今度の赤軍のハイジャックについても私は

大変な憎むべき犯罪行為だといふふうに思ひます。

けれども、射殺を行つたということに対する

このごろはテレビが御承知のようにこういう形で

茶の間まで入つてくるわけですから、この際にラ

イフルで撃ち殺した側に今度は国民の感情が反発

をしてくる。死刑の法制といふ問題と、こ

ういう画面から来る権力に対する国民の何とい

ましようか、抵抗といいましょうか、あるいは犯

人が入れかわつてしまつ。そのことを実は赤軍が

戦略、戦術としてねらっているのではなかろう

か。すなわち、今日弾圧立法が強くなればなるほ

ど国民の中に抵抗が起きるだらう。その国民を巻

き込んで、彼らが持つてているいわゆる革命とい

うふうにはそういういたす

ましようか、あるいは権力の追放といいましょう

うとも変更はないわけでござります。これからも

そういう方針で指導、教養に努めてまいります。

○加藤(万)委員 確かに警察官の犯人射殺に対し、慎重を期しておられることはわかります。問題は、犯人を説得するその時間、それから人質が耐え得る時間、さらにその人質が耐え得ないとい

う段階における犯人逮捕の具体的行為、私はこの

三つの絡み合いだらうと思うのです。

そこで、こういうことが可能かどうかというこ

とは非常にむずかしいことでしあげれども、た

とえば今度のハイジャックの場合に、西ドイツの

犯人逮捕の場合に、英國から技術者を呼んで機内

を雷光弾で照らして、その間に射殺をしたとい

うことがちょっと報ぜられておりました。もし仮に

犯人に衝撃を与え、なお射殺に至らないような武

器というものが開発される、たとえば麻酔銃のよ

うなものが発明されてそれを使用する、こういう

状態になつてくれれば、いわゆる射殺行為でないわ

けですから、しかもその犯人を捕らえて、大臣が

おつしやるよう、法廷の場でその裁きをつける

対しては麻酔銃は効果がない、こういうふうに考

えております。しかしながらいろいろと研究して、

おつしやるような効果が出てくるというようなこ

とにについても研究を怠らないようにいたしたいと

思います。

○加藤(万)委員 私は、その分も重要ですが、

実は刑法を強めることによって起きた赤軍派の戰

略体系にわが国の行政機能が巻き込まれていく、

その中に起きてくる国民の政府に対する反政府的

な運動、そこに陥つてはならないということを、

実は両大臣にせひとも重視をしてもらいたい。そ

のためには犯人射殺行為といふことに対するいろ

いろな考え方というものを、この際しつかりして

おいてもらわなければいけない。一方では刑法の

改正によつて死刑罪を云々、一方ではいま言つた

のためには犯人射殺行為といふことに対するいろ

いろな考え方というものを、この際しつかりして

た観点から過日の日航の事件あるいは今後の対策につきまして、関係各省大臣にお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、対策本部の方お見えだと思いますのでお尋ねをいたします。過日のハイジャック事件が起りましてから対策本部内でいわゆる強行突破論が主張されたのかされなかつたのか、主張されたとしたら本当にその実行方が検討されたのかどうか。されたかされなかつたか、それだけで結構でござります、お答えをいただきたいと思います。

○田村国務大臣 対策本部でそういうことが議論されたかどうかという問題につきましては、そのときに正規のメンバーとして列席しておりました私から、國務大臣という立場でお答えをした方が適切かと思います。

いわゆる強行突破論はございませんでした。いかにして人命を尊重するかということが中心に論議されて、しかも日本の法の威信ということとの矛盾についての悩みという論議はございました。しかし、いわゆる強行突破論はございませんでした。

○中井委員 日航のハイジャック事件が起りました後、西独のハイジャック事件が起つた。この両政府のとった措置が余りに対照的であつたといふことから、私どもの心の中にも欣然としないものがある、あるいは国民の中にもかんかんがくがくの議論があるのは御承知のとおりであります。もとより政府のとりました措置によりまして人質が全員無事帰られたわけありますから、結果論的に私どもは、それはそれで今回の措置はやむを得なかつたことだ、こういうふうに思つてゐるわけでございます。しかしこの全面降伏、犯人側に対する全面降伏と言つてもいいあのようないふうに思つてゐるときには、私は、やはり法治国家としてこれから強行論というものも真剣に考えていくべきだ、そして対策本部の中でこの強行論が実際にできることを検討しているのかできないのかということを検討してい

く、そして最後に、総理大臣なら總理大臣が政治的にどちらかの道を決断をする、こういったことがあります。

先ほど石井政務次官が、何か大慈悲壯感を持つて行つて、この答弁でも非常に高圧的な御答弁をなすつたように思うわけですが、政府があの事件で全面的に降伏をする。全面的にだけではなく、どうぼうに追い銭でパンツから薬まではなしに、どうぼうに追い銭でパンツから薬までやつて、まあまあどうぞ国外においてくださいといふ態度をあつさりと一日でとつておいて、しかももくやしかつたとか何だとか言えるものじゃないと思う。やはり、強行論をやるやらないは別にして、最低限やれるのだという姿勢、しかもそれを明確にすることによって今後ハイジャック事件というものを起こにくしていく、こういったことをも考えなければならないと思うのであります。

それで警察庁にお尋ねをいたしますが、もしかしたらお答えをいただきたいと思うのであります。

私は重ねて御要望いたしました。國家公安委員長からお答えをいただきたいと思うのであります。が、今後もしハイジャック事件が起つたら、少なくとも警察庁長官あるいは國家公安委員長のお二人は対策本部の中で強行論を主張されるべきだ。もちろん人命ということも十分考へていかなればならない。しかしその判断というものは対策本部の長である総理大臣がなさる。お二人はやはり強行突破ということを主張なさる、そしてそれが対して準備をされる。やれということではないのです。最大限やれる可能性というものを一つ

一つの事件で探る。そしてそれに對して現実的にできるだけの部隊なり装備なり、あるいは犯人の心理学の研究からいろいろなことまで含めての準備を十分しておく。これはむだだつたら一番いいのであります、なかつたことでありますから。十分そういつたことをしていただきたいと思うのであります。この点につきましてお尋ねをいたします。

○三井政府委員 大臣からお答えいただきますが、その前に一言……。

この種事件に対しましては、私たちはその方法が結果的に強行になるのか柔軟になるのか別といつまして、どんな方法でもとれる準備をするよう努力しております。

○小川国務大臣 警察といいたしましては、人命は

ぶ) そういうことに端的にいく前に、各種の諸条件を整えなければならないと思つてあります。今日まで類似の事例が十一件ございますが、「よど号」を除いては、この二つの要求に二つながらこたえていたわけで、これが警察の基本方針でございます。

ただいま強行論というお話をございますが、西独のとりましたあの奇襲作戦、結果において成功をいたしておるわけで、これを評価する意見といふものも相当あるということは、先ほど外務省から世論調査の結果について披露があつたとおりでございますが、西独と日本とともに国情、国民感情も異なつておりますし、そもそも、外国の主権のもとで警察の職務権限行使するというこそ、これは容易ならざることだと考えるべきでございましょう。通常かようなことは起こり得ない

と申しても間違ひじやないと存じます。しかし、状況いかんによりましては、仰せの強硬手段をとらざるを得ないという場合もあり得るかもしけなさい。さような場合には、もちろん日本の警察は十分な勇気を持ち、使命感を持っておると考えておるわけでございます。

いま、強硬手段をとるつもりかどうかというお尋ね、これはそのときの状況いかんによることでございまして、何とも申し上げかねるわけです。警察の基本方針につきましては、冒頭に申し上げたとおりであります。

○中井委員 誤解があつたりしてはいけません

し、また言葉足らずであつたかもしれません、とにかく、日航ハイジャック、そして西独のハイジャック、二つのことの余りにもその対処の仕方の違いがあり、いろいろな議論がある。私どもも、政府のとつた措置というのはやむを得ないことをあるとはわかつてはおるけれども、何らか方法がなかつたか。その間に、先ほど土井議員から話があつたように、国民の皆さんに、その対策本部の過程の中で強行論というのも出た、それに対

してこういう形で準備をしたけれども、人命に差さわるからあえてやめたんだ、こういった過程

があれば、私はもう少し世論というのも、今回の政府のとった措置で仕方がなかつたんだなというふうに納得をすると思うのであります。余りにも早くあつさり全面降伏する。大変私の個人的な意見であります。たとえば同じ全面降伏して犯人も引き渡す、あるいはお金も渡すということであるならば、せめて十六億円の身のしろ金に対しても、磁気かなんかの印刷をして、みんな人質をこちへ返していただいたら、どこからボタンを押したら印刷が全部溶けてしまつてお私が使ひものにならぬとか、そういった抵抗の仕方でも考えていただかぬと納得できない点があるわけであります。

大変よけいなことを言いましたけれども、ぜひとも強行論をやれ、強行論じやなければいかぬといふ言い方を私はしているわけじゃありません。そういう強行論もいつでもとり得るという態勢をつくれるように、重ねて御努力をいただきます。

次に、運輸大臣にお尋ねをいたしますが、結局、ハイジャック事件、先ほどのお答えにございまして、強行論といふものは一切なくて、あつさりと犯人の言うことを聞いて、それによって人質を助けた、こういうことでござります。そうしますと、飛行機に乗せてしまつて要求されたそなうまいつた、こうなるわけであります。したがいまして、乗せない、あるいは凶器を持ち込ませないという方法が、いろいろな施策がとられなければならぬわけであります。そういうつたところつある施策について、運輸大臣として御指示をなされた施策について御説明をいただきたいと思ひますし、あるいはまた、これからどういった説明をいただきたい。

さらにもう一つ。私どもの党が——先ほど他党の方が何かばかばかしいというような御意見を言われたようですが、航空保安官の問題についてどのようにお考えになるか、あるいはダブルチェックの問題で、現実的に、飛行機の入り口に

エックス線の探知器というものを取りつけてしまふ。それをこの航空保安官なり何なりが入り口のところでもう一度チェックをするというようなかつこうがとれないのか。あるいはもつと素人意見を言わせていただいたら——同僚議員はやめておけと言ふのであります。ハイジャック事件が起つたら、スチュワーデスならスチュワーデスが非常ボタンを押す、そうすると操縦席が自動的に閉まる、そして客室から一切操縦室へは何にも連絡が行かぬ、犯人側の要求も伝わらぬ、操縦士はただひたすら政府の指定された空港へばつと着けてしまふ。こういった装置をつくるとか、何らかとつていかないと——一つ一つ、むだがあつてもいい効果がなくともいい、とにかく対策をとつてあるんだということは必要だと思います。そういった点も含めてお答えをいただきたいと思います。

○田村国務大臣 まず冒頭に、さつきちょっと申しましたことについて若干補足をいたします。

対策本部でいろいろと議論はありました。強行突破論というような激しい議論はなかつたけれども、法の番人としての検察、警察の苦惱に満ちた発言といふものは、私どももうはだに痛いほどを感じました。そういういろんな議論があつたといふことは事実でございます。ちょっとその点、私からきめ細かく御報告を申し上げておきたい。

それから、航空保安官の問題でありますけれども、これは非常にむずかしい問題であります。それはいまのお話のような入り口でチェックをするというような保安官ならば、あるいはということも考えられる。しかし、外国においては主権国の意向もありましょうから、武器を持つ保安官がいることになると、なかなかむずかしい問題がります。旅券とかいろいろな問題がありますけれども、これは運輸省だけではできません。運輸省の守備範囲といふものもあります。私どもは結局、計器チェックやダブルチェックやボデーチェック等、要するに水際作戦ということに最大重点を置いておられます。旅券とかいろいろな問題がありますけれども、私どもはそういう考え方で、あらゆる角度からいま知恵を出しておる。出したものは、そのかわり、小出しでもいいからどんどん実行させておる、こうことでございます。

○中井委員 航空保安官のピストルの件でも、た

飛行機だけ持つておつたら、武装解除ということで逆に向こうに拳銃を渡すことになる、彼らは死を覚悟しておるでしょうから。そういうこともあつてなかなかむずかしいというような悩みがあります。

それからもう一つは、操縦席が自動的にびっしと閉めてしまつて、一切もう対話をなくしてしまえという、これは一つのアイデアでしようけれども、ところが彼らは、それはナイフやそういうもので騒いでおるというハイジャックならそう大したことないでしようけれども、爆弾まで持つて入り込んでおるやつにコミュニケーションの道を閉ざしたら自爆しますよ。そうなつたら、今度は人質みんながいつてしまふというような悩みもございます。いろいろわれわれも中井君とよく似た考え方でやつてみたのですけれども、一つ一つ掘り下げてみると、なかなか厄介な問題がある。

それで、実は時間があれですから、最初の御質問にお答えしますが、ハイジャック対策といふものは運輸省だけではできません。運輸省の守備範

域といふものもあります。私どもは結局、計器チェックやダブルチェックやボデーチェック等、要するに水際作戦ということに最大重点を置いておられます。旅券とかいろいろな問題がありますけれども、これは運輸省やその他、あるいは法務省、警察等でいろいろにお考えもありましょうけれども、私どもはそういう考え方で、あらゆる角度からいま知恵を出しておる。出したものは、そのか

わり、小出しでもいいからどんどん実行させておる、こうことでございます。

○中井委員 航空保安官のピストルの件でも、た

飛行機の中へ乗つけるという意見もありましょ。ところが、あの音速に近いスピードで走つておる飛行機の中で撃ち合いが起つたら、それも、私どもはそういう考え方で、あらゆる角度からいま知恵を出しておる。出したものは、そのか

わり、小出しでもいいからどんどん実行させておる、こうことでございます。

○中井委員 航空保安官のピストルの件でも、た

とえば私は、飛行機のほかの部分に当つたら大

変だということはわかるわけであります。ピス

トルを持って、射程距離の短い、あるいは口径の小さいというような形でのピストルを考えていけば、いまの航空機なら十分大丈夫だというふうに専門家から聞いているわけであります。それと同時に、現実に乗つたら撃ち合いをせいで、そういうことではなしに、とにかくハイジャックを起こしておるであります。飛行機の中で撃ち合いをしないで、飛行機がもうむちやくちや運転になつてしまつたり、墜落したり爆発したりということになりますから、飛行機の中で撃ち合いをせいで、そういうことではなしに、とにかくハイジャックを起こしておるであります。飛行機の中で撃ち合いをしないで、飛行機だけ持つておつたら、武装解除ということで逆に向こうに拳銃を渡すことになる、彼らは死を覚悟しておるでしょうから。そういうこともあつてなかなかむずかしいというような悩みがあります。

それからもう一つは、操縦席が自動的にびっしと閉めてしまつて、一切もう対話をなくしてしまえという、これは一つのアイデアでしようけれども、ところが彼らは、それはナイフやそういうもので騒いでおるというハイジャックならそう大したことないでしようけれども、爆弾まで持つて入り込んでおるやつにコミュニケーションの道を閉ざしたら自爆しますよ。そうなつたら、今度は人質みんながいつてしまふというような悩みもございます。いろいろわれわれも中井君とよく似た考え方でやつてみたのですけれども、一つ一つ掘り下げてみると、なかなか厄介な問題がある。

それで、実は時間があれですから、最初の御質問にお答えしますが、ハイジャック対策といふものは運輸省だけではできません。運輸省の守備範

その國へ追放してもらひ、こういった厳しい措置というものを粘り強く続けるべきだと思いますが、その点についていかがでございますか。

○鳩山国務大臣 犯人の逮捕に全力を尽くすべきことは当然でございまして、國民のひとしく願つてゐるところであると考えております。

ただ、アルジェリア当局に対しまして着陸時の約束がございましたり、経過は御承知のとおりでございます。この問題につきましては、警察の方でICPOへ連絡を密にとつておられるところでございますが、逮捕のためにはやはり協力をしてくれる國にお願いをするしかないわけでございます。

そういう意味で、北朝鮮の点にお触れになりましたけれども、國交がないという形だけを申しているのじやなくて、お願いして聞いてくれる國と聞いてくれない國が現にあるわけでございます。

○中井委員 次に法務大臣にお尋ねをいたしま

刑法の改正案等が出てきているわけであります
が、過日の日航事件、特に国外へ釈放された六人のうち二人が普通の殺人犯というのですか刑事犯である。こういった人たちまで連れ去られていく。こういった点に関して、たとえば法改正をしてハイジャック事件で現在逮捕されている人たちと他の囚人、留置されている人たちと接触を断つような方法、あるいは犯人たち相互間の連絡を規制する方法、あるいは、まあ、ないとは思うのであります。しかし、こういった犯人たちと海外にいる逃亡犯たちとの連絡というものをどう規制する方法、こういった方法あるいは法改正ということについてお考えであるかどうか、お尋ねをいたします。

○石原(一)政府委員 矯正當局といたしましては、今回の事件におきまして二人の刑事犯が指名されたということは重大なることであると受けと

めでおります。それに関連しまして諸種の施策を検討中でございますが、その前に、いかなる経緯と経過によって指名される至ったかということを

判明させなければなりません。現在調査中でございますが、まだ御報告を申し上げる段階には至っておりません。

なお、いろいろな接見交通、いわゆる被収容者と外部の者との接見交通、これは外部交通と称しておりますが、たまたま監獄法改正部会が現在開かれおりまして審議中でございますので、その段階におきまして、今日の事態も踏まえて適切な処置をとるよう審議会にお願いする予定であります。

○中井委員 時間もございませんので、最後に、文部省の方がおられると思いますが、お尋ねをしたいと思います。

先ほどから、時間がないので私自身も大変言葉足らずでありますけれども、やはりハイジャック事件というものを絶対起こさせない、あるいは起これしくしていく、あるいは、起つた場合には毅然たる態度をとつていく、そして二度とそういうものを繰り返すことによってハイジャック事件というものが少なくなつてくると思います。

それと同時に、今後、若い世代の人たちの中からハイジャック事件といったものにあこがれたり、あるいは暴力革命によつて民主主義をひっくり返そうといった動きというものを断固根元から封じ込んでしまう、こういった姿勢が必要だと思ふります。もちろん、言論の自由についてどうこうせいいということではありませんが、そういう観点から一つだけ納得がいかない点がございますのでお尋ねをいたします。

京都大学の元経済学部の助手をしておつた竹本信広、この人は昭和四十七年一月九日に逮捕状が出されているわけであります。いま逃げているの

か、どこにおるのか、私も知りませんが、京都大學が評議会でこの人を分限免職処分にしたのが昭和五十二年六月十八日、實に五年間であります。

五年間どうしておつたんやと言つたら、月給を出しておつたわけであります。国立大学で、強盗予備容疑で指名手配をされているような者に五年間も月給をやっておくというような、そういう過激派に対する甘い姿勢といったものはおかしいと私は思うのであります。学校の先生が過激的な思想を持れようとどうされようと私は結構だと思ふ。しかし、それを実行に移した人を国立大学で処分もできない、こういったらしのない状態というのは私はおかしいと思うのであります。赤軍派あるいはこういった者たちを生み出す空気といふのは、ここにも一つあると思うのであります。

そういうことに對する文部省當局の姿勢というのについて、あるいはどうしてこういうことに對するものでありますか、お尋ねをしたいと思います。

○中西説明員 たゞいま先生お話しのように、京都大学経済学部元助手の竹本は、四十六年八月三日に在日米軍住宅警備員の武器の奪取を企てた疑いで強盗容疑により指名手配されております。

それで、この手配以前の四十六年十二月二十七日に登校して以来大学に出勤しておらず、今日に至るまで行方不明の状態であるわけであります

が、たゞいまお話しのように、京都大学の方で、いろいろ時間はかかりましたが、努力をいたしましたして、本年六月に竹本元助手の分限免職処分を決定したのでございます。その間の給与につきましては……(中井委員「そんなこと聞いてない。どうして五年間ほつておいたかと言つていいのです」と呼ぶ)

御承知のように、大学の教員につきましては、われわれのような一般の公務員と違いまして、大學管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免職されることはないと、教育公務員特例法というものがございまして、私どもの方でいろいろ努力いたしましても、大學管理

できないというふうなことでございまして、かなりの時間がかかつたわけでございます。

○中井委員 時間ですでので……。

○上村委員長 次に、東中光雄君。

○東中委員 外務大臣にお伺いしたいのであります。

旅券發給制限の対象となる罪の法定刑の拡大の問題であります。これは先ほど來論議されておりますように、このことによつて人権侵害あるいは一般國民の渡航の自由に対する不当な制限になつてはいかぬというふうに思つてあります。今回提出されております法律は、題名自体からいきましても航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の改正であります。したがいまして、旅券法十三条が長期五年以上の範囲から長期二年になつたのか、お尋ねをしたいと思います。

○中西説明員 たゞいま先生お話しのように、京都大学経済学部元助手の竹本は、四十六年八月三日に在日米軍住宅警備員の武器の奪取を企てた疑いで強盗容疑により指名手配されております。

それで、この手配以前の四十六年十二月二十七日に登校して以来大学に出勤しておらず、今日に至るまで行方不明の状態であるわけであります

が、たゞいまお話しのように、京都大学の方で、いろいろ時間はかかりましたが、努力をいたしましたして、本年六月に竹本元助手の分限免職処分を決定したのでございます。その間の給与につきましては……(中井委員「そんなこと聞いてない。どうして五年間ほつておいたかと言つていいのです」と呼ぶ)

御承知のように、大学の教員につきましては、われわれのような一般の公務員と違いまして、大學管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免職されることはないと、教育公務員特例法というものがございまして、私どもの方でいろいろ努力いたしましても、大學管理

できないというふうなことでございまして、かなりの時間がかかつたわけでございます。

○東中委員 すでに法務委員会の審議の中で九つの罪種については言われておりますので、そのことを承知の上で、それを前提にして私はさらに聞いておるわけであります。

それから、たとえば名譽棄損とかあるいは公選法違反なんかで長期五年未満で二年以上という法があるわけですね。それは九罪種の中から外して

ある。六百三十種近く今度ふえる罪種の中から九罪種だけに限定をしている。しかしその九罪種の中でも、案件によっていろいろ違うわけですね。たとえば、公務執行妨害というもので私が弁護士として担当した事件で言えば、十年も裁判にかけられて、そして結局無罪になつたという例があります。これは昭和三十九年十二月九日に公務執行妨害罪で逮捕され、昭和四十年五月十五日に起訴され、判決が出たのは何と昭和四十九年三月二十二日。しかし無罪の判決でありました。一審で検察官は控訴をやめた、こういう事案なんですが、こういう事案について裁判にかけられる。これはいままでの現行法でいけば、もちろん旅券の発給制限の対象にはならないわけです。しかし今度の場合は、条文自体から言えれば、一応公務執行妨害罪であるから対象になるように見えるけれども、しかし十三条は裁量規定になつていますね。その裁量規定になつていていうもののも航空機強取等防止対策を強化するためだと称してそれまで規制されるということになります。そのためには、なお航空機強取等防止対策強化したこと、名目はそうであつて実際はほかのものにまで制限していくことになるから、そういうものは公務執行妨害であつても、あるいは労働事件なんかでは住居侵入とか、あるいは暴力行為等处罚に關する法律の第一条違反とか、あるいは威力業務妨害とか、いろいろあるわけです。しかし無罪になるようなものもたくさんある。そういうものは今回の場合は基準の外になるということをここで、この法案の審議の際に明らかにしておくことが大切だと思うのであります。いかがですか。

○伊藤(榮)政府委員 ただいま御指摘いただきましたように、今回の法改正の趣旨にかんがみまして、罪種で限定をまずいたします。さらに同じ罪種でありますても、いま御指摘のような問題がございますので、十分慎重を期さなければいかぬと思います。たとえば、いま例にお出しになりますと統計で見ますと六百九十件訴追があります。しか

しその中で、私どもの調査によりますと、過激派の犯しましたのは五十人にとどまっておりません。そういうような趣旨で、私どもは、外務省においてお扱いになります場合に、これが一体この法律の趣旨に合するようなものであるかどうかといふことを御相談を受ける立場におりますし、また条文をごらんいただきますように、逮捕状の出している者などについて通報申し上げる立場にござります。そういう立場から考えますと、運用は当然、いま一つの例を挙げましたけれども、そういう範囲で運用すべきものだと思っております。

○ 東中委員 いまの御答弁で大体はつきりしたと思うのであります。要するに過激派関係者が渡航時に航空機のハイジャック等国際社会一般の法秩序に対する重大な侵害を未然に防止する、こういう趣旨説明をされているわけですが、この觀点から、それに該当するいまの九罪種ということに基準としてはなるということはそれでよろしいんですか。

○ 潤戸山国務大臣 私から原則を申し上げておきます。

今までお話しのように、五年を二年に引き下げますとたくさんの罪種が出てくるわけでござります。しかし、この改正をしてねらつておるとこらは、しばしば皆さんからもおっしゃっておりますが、こういうハイジャックというような凶悪事件を起こさいために予防線を張ろう、出国の際には予防線を張ろうという趣旨でござりますから、二年以上の罪種にあるから全部それをそようやることでございませんし、そういう性質のものにつながるおそれがあるかどうか、こういううととを判定するといいますか、審査の際にやっていこう。從来も、五年以上の場合でもたくさんある種がありますが、それが全部五年以上の罪種だから全部旅券が出ておらない、こういう事情でありますんで、非常に数は少ない。この点についてはまた外務省から御説明いたしましたよろしくうございますが、趣旨は、いまおっしゃったとおりの

考え方で進む、こういうことでござります。
○東中委員 これは最高裁に問い合わせましたところ、先ほど言われた九罪種——公務執行妨害、住居侵入、威力業務妨害、凶器準備集合あるいは爆発物取締罰則、暴力行為処罰法、銃砲刀劍類に関する法律等、これについて既済総人員を見てみますと、昭和四十九年度で二百十三万人、それから五十年度で二百二十三万人、五十一年度で二百四十四万五千人、こういう数字が出ているのですね。そんなものを全部、今度新たに加えた九罪種に限つてあるからといって、一々チェックしておいたのではなく大変な人権侵害になるわけですから、その中でも特にこの航空機ハイジャック等に関係するものに限りののだということを、これは外務省としてはつきりしておいていただきたい。
それからもう一つ、外務省から出されておる「旅券法第十三条第一項第二号の發給制限事由による申請拒否件数及び罪状」これを見ましても、昭和四十九年は三十二件申請があつて拒否したのは五件だ、五十年は二十三件請求があつて拒否は三件、五十一年は二十八件で四件、五十二年は十九件で二件、こうなっています。これは一つの基準を持ってやっているはずなんですね。罪名に合致するからということもないわけです。その基準をここでつきりと外務省として法制定のとくに明らかにしてもらいたい。
○伊藤(鶴)政府委員 外務省がお答えになります前にちょっと御訂正申し上げたいのですが、いま二百万というような数字をおっしゃいましたが、二万程度の間違いではないかと思いますので、そのことだけ申し上げます。
○賀陽説明員 お答え申し上げます。
ただいま先生の御指摘のように、お手元に差し上げております第四ページの統計をごらんいたしましたが、実際の手続いたしましては、申請を受けまして、本人の渡航目的、渡航期間、渡航の必要性、訴追内容、裁判経過、その他申請にかかる一

切の事情を慎重に考慮いたしまして判断をした結果、お手元の第四ページのような結果になつておるわけでございまして、これは慎重な健全な判断を示すものであらうというふうに考えております。今後も、やはり法務省から、海外逃亡につながる可能性のあるケース、再犯のケース、そういうものについて御通報をわれわれ受けまして、それを中心として、なおかつその上でその中から選別的に慎重に運用してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

それから、罪種につきましては、九罪等ということで運用してまいりたいと思いますけれども、一言申し上げさせていただきますすると、やはり再犯の可能性とか海外逃亡の可能性、あるいはハイジャック行為に至る可能性と特定罪種を当然のことのよう結びつけるということはこれまでなかなかむずかしい点であろうかと思います。したがいまして、これは個々のケースで判断するより仕方ない。そこが一定罪種にのみ限局することの限界というものを示すものだと思いますので、本人の性格その他経験によってある程度の裁量の幅を持つということは必要だと思いますけれども、今回の改正の趣旨がまさに先生御指摘の趣旨でございままでの、そういう意味では九罪等ということで慎重、健全な運用を心がけてまいりたい、かようと考えておるわけでございます。

○東中委員 ちょっとといまのその問題ですが、慎重、健全にあらゆるデータで検討するのはいいのですけれども、それで、そういう角度から検討した基準はどこかといえば、ハイジャック防止、あるいはハイジャックだけに限らずに、大使館占拠なんかもありますから、そういうものを含めてのハイジャック等の防止という観点からのチェックだということを確認しておいてもらいたい。

○賀陽説明員 御指摘のとおりでございまして、九罪等の中のハイジャック関連の要素というものを重視してわれわれは判断してまいりたい、かようと考えております。

○東中委員 先ほどの私の発言の中で、既済事件

いろいろ手続がとられるということが前提にあると、どんなに法律をわれわれがひっくり返しても何の意味もない。したがって、今後はこうした事件に関しては法を守るという強い姿勢でぜひ臨んでいただきたい、こうお願いを申し上げたいと思います。

外務大臣に私は関連をしてお尋ねをしたいのでありますけれども、今度の事件ではわが国はアルジェリアに対し犯人を受け入れてほしいという要求をしました。しかし、同じような事件が起きて、もし逆にわが国に犯人を受け入れてほしいという要請があつたとき、わが国は将来これを受け入れるという方針でありますか、いかがでござりますか。

○鳩山国務大臣　それは矛盾をしておると私どもは思わないのです。これは国際的な申し合わせにしておるにしようということでいま国際的にみんなが努力をしておるところであります。したがいまして、起こつてしまつた後で人命救助のために何とか措置をしなければならない、しかし、これがやはり抜け道があるということから起こつておるわけで、あって、そういう抜け道のないよう国際的に協力をしていく、そういうことによりまして二度とこのようなハイジャック事件が起ららないようになります。

○伊藤(公)委員 外務大臣になぜいまこのことをお尋ね申し上げたかといいますと、今度国連において西ドイツを中心にして共同提案をされております。こうした凶惡犯人をいずれの國も受け入れないということをそれぞれの國がひとつ協定をしよう、こういう提案をして、わが國もこれに賛成をしているわけでございます。西ドイツは当初からこういう提案をしてまいりました。わが國もその方針でないと私は理解をしておりますけれども、今度のケースのように、一方においてはそれぞの世界の國々が凶惡犯人、ハイジャッカーなどは受け入れない、受け入れるべきではない、こういう協定に賛成し提案をしていて、他方ににおいては事件が起きればそれをぜひ受け入れてほしいと言つて、アルジエリアだけでなしにいぶん多くの國に今度は頼み込んだ、こういう事実があるわけでございます。一方でこういう提案をしながら、他方では受け入れてほしいという矛盾を一體どう克服をするのか、明確に御答弁をいただきたく思います。これらにつきましてはやはり関係各省思ひます。それぞれよく協議した上で、その具体的な事例に對しまして最善の道を選ぶべきである、かように思ひます。

○鳩山国務大臣 それは矛盾をしておると私どもは思わないのです。これは国際的な申し合わせによってハイジャックというものが起こらないようになりますということでいま国際的にみんなが努力をしておるところであります。したがいまして起こつてしまつた後で人命救助のために何とか措置をしなければならない、しかし、これがやはり抜け道があるということから起こつておるわけであります。そういう抜け道のないよう国際的に協力をしていく、そういうことによりまして二度とこのようなハイジャック事件が起こらないようになります。そういう目的のために努力をしておるのであります。決して矛盾はしておらないと考えるわけであります。

○伊藤(公)委員 起きてしまつた事態に関してはいろいろな方法を考えなければならぬということはよくわかるわけでありますけれども、まあこういう凶悪な犯人をいすれの国も受け入れないとができるだらうと思うのです。しかし、提案をしていることと実際に現実にやつていることとは、カーモどこの国へも受けないということになるわけですから、かなり心理的にはこれを防止することができるだらうと思うのです。しかし、提案をしていることと実際に現実にやつていることとは、矛盾をしている。当然将来起きないことがいいわけでありますけれども、あるいは起きるかもしれない。しかも今度のハイジャッカーでも、少なくとも国際舞台に出てまた新しい行動を始めていると思わなければならぬ。やがてその事態が来るかも知れないという状況ですから、やはり少なくともわが国の政府の姿勢としては、こうした凶悪犯人に対してどういう形で対処をしていくかと云う強い姿勢がないと、また國の中でもそういう状況というのは生まれてくる。新しい事件を生み出していく状況というものを断ち切るということが大事だと私はちは思つておりますので、はつきりした姿勢を、先ほどの超実定法上の手続にもあわせて、ひとつ方針をはっきり示していただきたい、要望を申し上げておきたいと思います。

もう一点お尋ねを申し上げたいのですが、れども、今度のハイジャック事件で、当初九人の日本からの仲間の釈放を要求をしてまいりました。しかし、そのうちの三人は拒否をされた。実質的には六人になつたわけあります。その六人の犯人の勾留をされていた理由はいろいろあるわけありますけれども、特に六人のうち泉水博それから仁平映、この二人についてではその罪状は赤軍派ということではなくつたわけござります。泉水博に關しては、かっぱらいでつかまつて懲役十ヵ月、その後、強盗殺人事件を起こしたという犯人であります。それから仁平映に関しましても、同様に暴力行為でつかまつて、その後、浅草の警察の管内で殺人事件を起こした。いずれも殺人、強盗殺人でござります。六人の犯人の釈放の中で四人と二人はかなりその内容が違う。かなりほど石井政務次官から、かなり緊迫をした、まだダッカの余韻が残つてゐるような迫力のある御説明がありましたが、私は、あの死を境にして、たゞ極限の中にあっても、なお殺人まで犯してきて、残酷なことをしてきた犯人をハイジャッカーの要求そのままに受け入れるかどうかという問題についてはぎりぎりまで苦惱する必要がある。もちろんとられたいろいろな処置に対して、あるいは皆さんがいろいろ御苦労をされたことも私たちには理解ができないわけではありませんけれども、少なくとも六人の犯人のうちこの赤軍派とは当初何らの関係もなかつた二人の犯人は釈放できないという強い姿勢で臨むことができなかつたのかどうか、またこれを要求したといういきさつもあるいはあるかもせんけれども、その結果はいざれになつたのか、明確に御説明をいただきたいと思います。

すまいということを言つてまいつたわけでござりますが、わが方はそれにもかかわらず二人について除外すべきであるということをマームドに強硬に主張したわけでございます。それに対しましてマームドも抵抗をしておったのでござりますが、わが方の意のあるところをある程度了解いたしましたためか、犯人の要求する六人はとりあえず全員連れてきてほしい、自分から犯人に對し日本側とも協力しながら刑事犯を除外するよう鋭意説得してみるということを申し、これに成功したら二人を日本政府に返しますということを申したわけでございます。しかし、不幸にしてこの交渉は実を結びませんで、そのうちに乗客を一人ずつ、先方の言葉で申します処刑ということを言い出して、きわめて事態が迫切をし、この交渉が成功しなかつたというのが実態でございます。

れた犯人、日本から連れていった六名並びに犯行を犯した五人、これらがまだ行方がわからぬという事態でありますから、これらの犯人たちの逮捕ができますから、いばつて国民に今回の措置が本当に正しかったということが言えると思います。なおわれわれは努力をしなければならない、こういふことが残っているのであります、現状におきましてはやはりわれわれはもとと残された仕事を追い続ける、こういう考え方でおるわけあります。

○鳩山委員 今回のハイジャック事件を見まして一番感じるところは、確かに対策本部というものはできましたけれども、末端ではやはり各省庁、たとえば外務省の末端組織あるいは法務省の末端組織いろいろある。これは役所として別の存在でありますから分かれている。そのために、先ほど入管のお話も出ましたけれども、連絡が行き違ひがあつたり、あるいは連絡をする方も、最高が総理大臣である、あるいは対策本部長であるということはわかついていても、どういうルートで情報を早く流したらいいか困るという場面もしばしばあつたのではないか。したがつて、同種事件はもちろん発生しない方がいいわけであります。しかし事件が発生したという場合を想定して、同じようないふうな点も事前に決めておく必要があるのではないか。そういう意味で対策本部の存在は認めますけれども、実際に起つたときの政府の連絡網その他について、あるいは法務か外務かどちらがイニシアチブをとるかという点について妙案がおりかどうか。法務大臣には法務委員会で質問いたしましたので、外務大臣からお答えをいただきたいと思います。

○鳩山委員 今回のハイジャック事件を見まして重要な点を御質問いたしますが、赤軍派といふものがなぜ存在をしているんだろうか、やはりそこから考へていかなければ問題の解決はできない。つまり、いまわれわれが審議しているこのハイジャック防止法案、これも悪口を言う人は竜頭蛇尾だと言いますが、その程度のものかもしれない。つまり臭いおいがあつて、どうやつてふたをしようかという程度のものがこの防止法案ではないか、いろんな法改正ではないかと私は思つておられます。奥いおいはもとから絶たなければだめなわけであります。ですから赤軍派のような心番である、私はそう思つておらぬ。若い人たちがいろいろな点で不満を持つてゐるという点では、それはあるかもしれませんけれども、現実のいまの赤軍の問題は、特に日本とそれからドイツにおいて非常にテロ活動が盛んになつておる、日本とドイツの何か類似性があるのではないかというような点であります。おいての問題は、やはり一つの政治的な目的がはつきりあつて、それに對して命がけで革命行動をとろう、こういうような一つの集団があるのであります。しかしこれは時とともに、たとえば中東の一つの反発、たとえばペトナム戦争がありましたが、あるいは停滞する保守政治があつた、あるいは大きな企業あるいは特殊な団体と政府・自民党との癒着というようなものも目立つてゐたかもしない。そういうものに対する怒りのようなものがあつた。そしてそれが最初は学生運動という形であります。しかし氣違い集団であるとは言いにくうのです。確かに彼らは気違いじみた集団ではあります。確かに彼らは気違いじみた集団ではあります。しかし氣違い集団であるとは言いにくうのです。精神異常者の集まりではないと思つてます。しかし現実においてはまだその点が解決をしていない。しかし、最近アルジエリアをはじめ中東諸国の中で中東和平に対する希望というものが非常に強まつてきておるので、したがつて今回のハイジャックの防止決議につきまして、中東諸国も一致して賛成の方に回つておるというような動きもあるわけでありますから、したがいまして、この機会にハイジャック事件というものが國も

一致して機能できるかということよりも、いかに一致して機能できるかと、ということを考えるべきであるうと思います。

○鳩山委員 時間がありませんので、最後に一番重要な点を御質問いたしますが、赤軍派といふものがなぜ存在をしているんだろうか、やはりそこから考へていかなければ問題の解決はできない。つまり、いまわれわれが審議しているこのハイジャック防止法案、これも悪口を言う人は竜頭蛇尾だと言いますが、その程度のものかもしれない。つまり臭いおいがあつて、どうやつてふたをしようかという程度のものがこの防止法案ではないか、いろんな法改正ではないかと私は思つておられます。奥いおいはもとから絶たなければだめなわけであります。ですから赤軍派のような心番である、私はそう思つておらぬ。若い人たちがいろいろな点で不満を持つてゐるという点では、それがあるかもしれませんけれども、現実のいまの赤軍の問題は、特に日本とそれからドイツにおいて非常にテロ活動が盛んになつておる、日本とドイツの何か類似性があるのではないかというような

うに赤軍派の出現あるいは存在というものをとらえておりますが、外務大臣は赤軍派というのではありませんので、やはり世代的に物のとらえ方がかなり違うかとは思います。しかし私は先ほど申し上げたとおりに考えておりまして、政治あるいは社会の側の反省なくして第二の赤軍派、第三の赤軍派の出現を防ぐことはできない、そういう考え方を持ておりますので、国会議員全員あるいは行

政府にあられる皆様方全員がみんなで反省をして、ハイジャックをしようとするような、そんな社情を持つ人間があらわれないような、そんな社会をつくつていくよう努力したい、こう考えておられます。

○上村委員長 以上で本連合審査会は終了いたしました。これにて散会いたします。

午後五時二十分散会

終わります。

○上村委員長 以上で本連合審査会は終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後五時二十分散会

第二条中「前条」の下に「第一項又は第三項」を加える。
(航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正)

第二条 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「二年」を「三年」に改める。

第三条第一項において「を削る。

第六条中「第四条」を「第五条」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条中「及び前条第一項」を「第三条第一項及び前条」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(業務中の航空機内に爆発物等を持ち込む罪)

第四条 不法に業務中の航空機内に、爆発物を持ち込んだ者は三年以上の有期懲役に處し、銃砲、刀剣類又は火炎びんその他航空の危険を生じさせるおそれのある物件を持ち込んだ者は二年以上の有期懲役に処する。
(旅券法の一部改正)

第三条 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七条)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中「五年」を「二年」に、「あたる」を「当たる」に改める。

第十九条の二第一項第三号中「前条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第十九条の三とし、第十九条の次に次の二条を加える。
(返納に係る公告)

第十九条の二 外務大臣又は領事官は、前条第三項において準用する第十四条の規定により一般旅券の返納を命ずる旨の通知(以下この条において「通知」という。)をする場合において、当該旅券の名義人の所在が知れないときその他通知をすべき書面を送付することができないやむを得ない事情があるときは、通知をすべき内容を外務大臣が官報に掲載することをもつて通知に代えることができる。

2 外務大臣が通知をすべき内容を官報に掲載

した場合においては、その掲載した日から起算して二十日を経過した日に、通知が当該旅券の名義人に到達したものとみなす。

3 外務大臣は、通知をすべき内容を官報に掲載したときは、遅滞なく、必要と認める地域に係る領事館の領事官に対しその旨を通報するものとし、当該通報を受けた領事官は、その所属する館事館の適当な場所に当該通報の内容を掲示するものとする。

第二十三条中「左の」を「次の」に、「一年」を「三年」に、「三万円」を「十万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

理由

最近における航空機強取等事犯の実情にかんがみ、航空機の強取等の処罰に関する法律等関係法律につき所要の改正を行うことにより、これらの犯罪の未然防止を図るとともに、犯人に対する適正な科刑の実現を期する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法務委員会議録第五号中正誤

二七 段 行 誤 正
四 末 八 濑 戸 山 国 務 大 臣 濑 戸 山 国 務 大 臣

昭和五十二年十一月二十二日印刷

昭和五十二年十一月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者
大蔵省印刷局

D